

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成24年4月1日  
(第78期) 至 平成25年3月31日

アイダエンジニアリング株式会社

神奈川県相模原市緑区大山町2番10号

(E01545)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 業績等の概要	7
2. 生産、受注及び販売の状況	8
3. 対処すべき課題	9
4. 事業等のリスク	15
5. 経営上の重要な契約等	15
6. 研究開発活動	16
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	16
第3 設備の状況	17
1. 設備投資等の概要	17
2. 主要な設備の状況	17
3. 設備の新設、除却等の計画	18
第4 提出会社の状況	19
1. 株式等の状況	19
(1) 株式の総数等	19
(2) 新株予約権等の状況	20
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	33
(4) ライツプランの内容	33
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	33
(6) 所有者別状況	33
(7) 大株主の状況	34
(8) 議決権の状況	35
(9) ストック・オプション制度の内容	36
(10) 従業員株式所有制度の内容	41
2. 自己株式の取得等の状況	43
3. 配当政策	44
4. 株価の推移	44
5. 役員の状況	45
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	47
第5 経理の状況	55
1. 連結財務諸表等	56
(1) 連結財務諸表	56
(2) その他	92
2. 財務諸表等	93
(1) 財務諸表	93
(2) 主な資産及び負債の内容	112
(3) その他	115
第6 提出会社の株式事務の概要	116
第7 提出会社の参考情報	117
1. 提出会社の親会社等の情報	117
2. その他の参考情報	117
第二部 提出会社の保証会社等の情報	118

[監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【事業年度】	第78期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	アイダエンジニアリング株式会社
【英訳名】	AIDA ENGINEERING, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 会田 仁一
【本店の所在の場所】	神奈川県相模原市緑区大山町2番10号
【電話番号】	042(772)5231（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理部長 増田 健
【最寄りの連絡場所】	神奈川県相模原市緑区大山町2番10号
【電話番号】	042(772)5231（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理部長 増田 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第74期	第75期	第76期	第77期	第78期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	60,675	34,898	40,989	52,240	57,812
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	1,103	△5,414	1,088	3,021	4,073
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	810	△12,090	1,228	2,842	3,803
包括利益 (百万円)	—	—	1,120	2,635	6,245
純資産額 (百万円)	57,869	45,706	45,216	47,472	52,978
総資産額 (百万円)	74,796	63,867	67,342	71,300	82,118
1株当たり純資産額 (円)	905.90	715.08	745.19	781.51	868.12
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期 純損失金額 (△) (円)	12.41	△189.36	19.44	46.90	62.67
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	12.40	—	19.42	46.86	62.54
自己資本比率 (%)	77.3	71.5	67.0	66.5	64.4
自己資本利益率 (%)	1.4	△23.4	2.7	6.1	7.6
株価収益率 (倍)	22.40	—	19.24	10.15	12.06
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,475	4,857	△2,359	8,749	5,938
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,985	△294	△1,253	△1,231	△1,277
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,599	309	△1,029	35	△1,446
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	9,859	14,580	9,569	17,129	22,281
従業員数 (名)	1,629	1,507	1,478	1,566	1,647

回次	第74期	第75期	第76期	第77期	第78期
決算年月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	43,458	24,719	30,315	33,777	38,593
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	278	△2,412	303	1,904	2,045
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	104	△15,726	556	2,073	2,209
資本金 (百万円)	7,831	7,831	7,831	7,831	7,831
発行済株式総数 (株)	79,147,321	79,147,321	79,147,321	79,147,321	79,147,321
純資産額 (百万円)	54,309	38,895	38,156	40,017	41,549
総資産額 (百万円)	62,834	49,017	50,759	54,658	59,244
1株当たり純資産額 (円)	850.14	608.40	628.66	658.62	680.49
1株当たり配当額 (円)	5.00	5.00	6.00	14.00	19.00
(内、1株当たり 中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期 純損失金額 (△) (円)	1.60	△246.31	8.80	34.21	36.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	1.60	-	8.79	34.18	36.32
自己資本比率 (%)	86.4	79.2	75.0	73.1	70.0
自己資本利益率 (%)	0.2	△33.8	1.4	5.3	5.4
株価収益率 (倍)	173.95	-	42.50	13.91	20.77
配当性向 (%)	312.85	-	68.18	40.92	46.71
従業員数 (名)	829	755	717	699	698

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第75期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 第75期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

## 2【沿革】

年月	概要
大正6年3月	故会田陽啓が東京墨田区にプレス機械製造を業とする個人経営の「会田鉄工所」を興し創業する。
昭和12年3月	「株式会社会田鉄工所」（資本金20万円）に改組。
34年11月	神奈川県相模原市に工場を新設。（現本社・相模工場）
37年6月	東京証券取引所市場第二部に上場。
39年9月	本社および亀戸工場を相模原市に移転・統合し、加えて試作工場およびクラッチ工場を新設。
44年9月	大阪証券取引所市場第二部に上場。
45年7月	当社商号を「アイダエンジニアリング株式会社」に変更。
46年8月	東京・大阪証券取引所市場第一部に昇格。
47年10月	シカゴ出張所を分離して「アイダエンジニアリング(U.S.A.), INC.」を設立。
49年8月	津久井工場（神奈川県津久井郡津久井町（現 相模原市））を新設。
54年6月	「アイダエンジニアリング(U.S.A.), INC.」を吸収合併して「アイダエンジニアリング, INC.」を設立。
60年4月	カナダに「アイダカナダ, INC.」を設立。（現・連結子会社）
平成元年5月	シンガポールに「アイダスタンピングテクノロジーPTE. LTD.」を設立。（現・連結子会社） （なお、平成23年4月にアイダグレイターアジアPTE. LTD. に社名変更。）
4年4月	石川県金沢市に「株式会社アクセス」を設立。（現・連結子会社）
4年9月	神奈川県相模原市に「株式会社エービーシー」を設立。（現・連結子会社）
5年3月	香港に「アイダアジアLTD.」（のちに「アイダホンコンLTD.」に社名変更）を設立。（現・連結子会社）
6年4月	マレーシアに「アイダスタンピングテクノロジー(マレーシア)SDN. BHD.」を設立。（現・連結子会社） （なお、平成23年6月にアイダマレーシアSDN. BHD. に社名変更。）
7年4月	米国に「アイダデイトンテクノロジーズ CORP.」を設立。（現・連結子会社） （なお「アイダデイトンテクノロジーズCORP.」は、平成7年9月に「アイダエンジニアリング, INC.」を吸収合併。また、平成16年10月に「アイダアメリカ CORP.」に社名変更。）
7年9月	マレーシアに「アイダマニュファクチャリング(マレーシア)SDN. BHD.」を設立。（現・連結子会社） （なお、平成23年4月にアイダエンジニアリング(M)SDN. BHD. に社名変更。）
7年11月	石川県松任市（現 白山市）に松任工場を新設。
9年5月	タイに「アイダスタンピングテクノロジー(タイランド)CO., LTD.」を設立。（現・連結子会社） （なお、平成23年6月にアイダ(タイランド)CO., LTD. に社名変更。）
14年6月	中国に「会田工程技術(上海)有限公司」を設立。（現・連結子会社）（なお、平成20年8月に「会田工程技術有限公司」に社名変更。）
16年6月	ドイツに「コプレス GmbH」を設立。（現・連結子会社） （なお、平成17年11月に「アイダプレッセン GmbH」に社名変更。）
16年7月	イタリアに「アイダ S.r.l.」を設立。（現・連結子会社）
16年10月	「アイダ S.r.l.」はイタリアのプレス機械メーカーであったMANZONI GROUP S.p.A. 社のプレス機械製造・販売事業の一部を譲受。
17年8月	ブラジルに「アイダ do ブラジル」を設立。（現・連結子会社）
17年10月	インドネシアに「PT アイダ スタンピングテクノロジー インドネシア」を設立。（現・連結子会社） （なお、平成23年6月にPT. アイダインドネシアに社名変更。）
19年11月	インドに「アイダ スタンピングテクノロジー (インド) PVT. LTD.」を設立。（現・連結子会社） （なお、平成23年6月にアイダインドIA PVT. LTD. に社名変更。）
21年2月	メキシコに「アイダ エンジニアリングDE メキシコ, S. DE R.L. DE C.V.」を設立。（現・連結子会社）
22年8月	中国に「会田鍛圧机床(南通)有限公司」を設立。（現・連結子会社）（なお、平成23年11月に「会田鍛圧机床有限公司」に社名変更。）
23年6月	ベトナムに「アイダベトナム CO., LTD.」を設立。（現・連結子会社）
23年12月	モロッコに「アイダモロッコ Sarl」を設立。（現・連結子会社）
24年2月	ロシアに「000アイダ」を設立。（現・連結子会社）

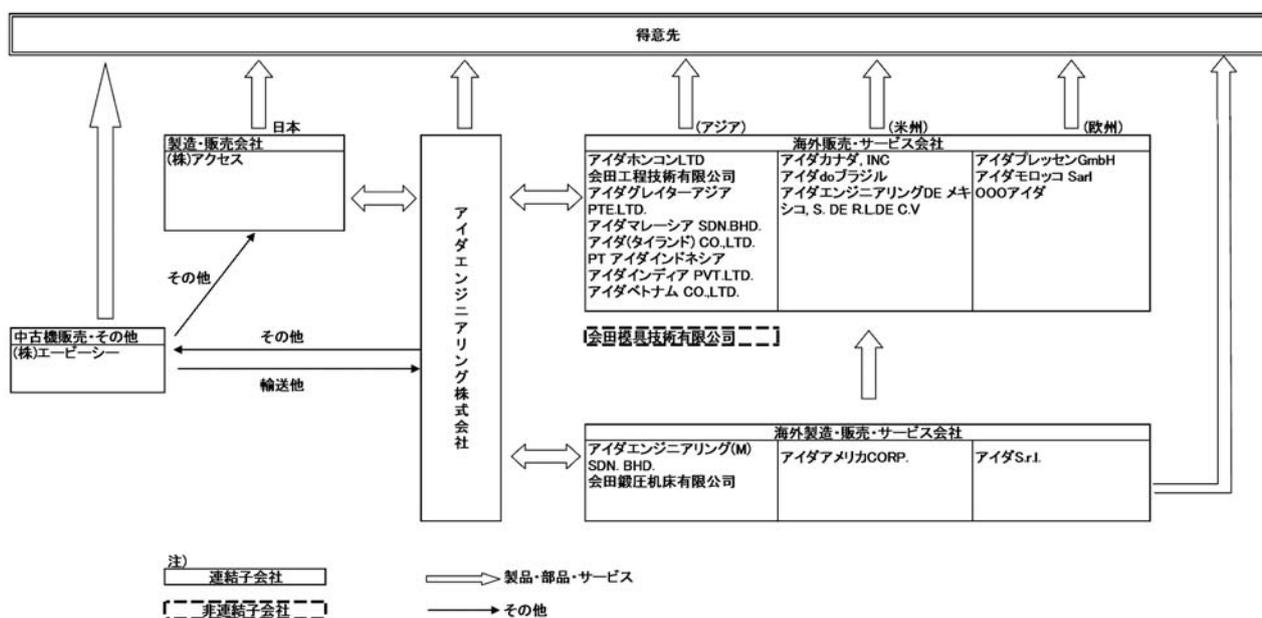
### 3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び国内・海外子会社）は、金属加工機械のうちプレス機械を主力とする鍛圧機械ならびにそれらに付帯するプレス加工自動化のための各種自動装置、産業用ロボット及び金型等の製造・販売並びにサービスを主な事業として、当社、連結子会社20社（国内製造会社1社、国内商事会社1社ならびに海外製造・販売・サービス会社18社）及び非連結子会社1社（海外販売及びサービス会社）で構成されております。

当社グループの事業内容及び当社グループの事業に係わる位置づけを示すと、以下のとおりであります。

セグメント	事業内容	会社名
日本	プレス機械・サービス	製造・販売・サービス アイダエンジニアリング(株)
		製造・販売 (株)アクセス
	その他	中古機販売・その他 (株)エービーシー
アジア	プレス機械・サービス	製造・販売・サービス アイダエンジニアリング(M) SDN. BHD. 会田鍛圧机床有限公司
		販売・サービス アイダホンコン LTD. 会田工程技術有限公司 アイダグレイターアジア PTE. LTD. アイダマレーシア SDN. BHD. アイダ(タイランド) CO., LTD. PT アイダインドネシア アイダインドネシア PVT. LTD. アイダベトナム CO., LTD. 会田模具技術有限公司 (非連結子会社)
米州	プレス機械・サービス	製造・販売・サービス アイダアメリカ CORP.
		販売・サービス アイダカナダ, INC. アイダエンジニアリング DE メキシコ, S. DE R.L. DE C. V アイダ do ブラジル
欧州	プレス機械・サービス	製造・販売・サービス アイダ S. r. l.
		販売・サービス アイダブレッセン GmbH アイダモロッコ Sarl 000アイダ

事業の系統図は次のとおりであります。



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱アクセス	石川県 白山市	50	プレス機械	100	当社グループ製品に使用する制御関係部品 及び自動装置等の設計・製造・販売。 なお、当社より土地・建物・機械装置を賃 借している。 役員の兼任なし
㈱エービーシー	神奈川県 相模原市緑区	20	サービス (中古機械販売)	100	中古機械の販売・その他 役員の兼任1名
アイダホンコンLTD.	香港	千香港ドル 660	プレス機械・ サービス	100	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任1名
アイダグレイター アジアPTE. LTD.	シンガポール	千シンガポ ールドル 300	プレス機械・ サービス	100	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダマレーシアSDN. BHD.	マレーシア セランゴール州	千マレーシア リンギット 300	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダベトナムCO., LTD.	ベトナム ハノイ市	千米ドル 100	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダ(タイランド) CO., LTD.	タイ サムット プラカーン県	千タイバーツ 5,000	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
PT アイダインドネシア	インドネシア ブカシ市	千米ドル 100	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダインドニアPVT. LTD.	インド ハリヤーナー州	千インドルピー 4,000	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD.	マレーシア ジョホール州	千マレーシア リンギット 64,842	プレス機械・ サービス	100 (45.7)	当社グループ製品の製造・販売・サービス 役員の兼任1名
会田工程技術有限公司	中国 上海市	千人民元 168,857	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任1名
会田鍛圧机床有限公司	中国 江蘇省 南通市	千人民元 117,842	プレス機械・ サービス	100 (94.4)	当社グループ製品の製造・販売・サービス 役員の兼任1名
アイダアメリカCORP.	米国 オハイオ州	千米ドル 42,102	プレス機械・ サービス	100	当社グループ製品の製造・販売・サービス 役員の兼任2名
アイダカナダ, INC.	カナダ オンタリオ州	千カナダドル 20	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダエンジニア リング DE メキシコ S. DE R. L. DE C. V	メキシコ ヌエボ レオン州	千メキシコペソ 3	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダ do ブラジル	ブラジル サンパウロ市	千リアル 582	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダS. r. l.	イタリア ブレシア市	千ユーロ 30,000	プレス機械・ サービス	100	当社グループ製品の製造・販売・サービス 役員の兼任2名
アイダブレッセン GmbH	ドイツ ボーネン市	千ユーロ 100	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダモロッコSarl	モロッコ タンジェ市	千ユーロ 10	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
000 アイダ	ロシア トリヤッチ市	千ルーブル 1,000	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし

- (注) 1 ㈱アクセス、アイダアメリカCORP.、アイダエンジニアリング(M)SDN. BHD.、アイダS. r. l.、会田工程技術有限公司、会田鍛圧机床有限公司及びアイダグレイターアジアPTE. LTD. は特定子会社に該当しております。
- 2 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 3 「主要な事業の内容」欄には、事業部門区分の名称を記載しております。
- 4 「議決権の所有割合」の(内書)は間接所有割合であります。

- 5 アイダS.r.l.については売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当該連結子会社は、セグメント情報の「欧州」の売上高に占める割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
- 6 アイダアメリカCORP.については売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当該連結子会社は、セグメント情報の「米州」の売上高に占める割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
- 7 アイダグレイターアジアPTE. LTD.については売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	8,510百万円
	(2) 経常利益	190百万円
	(3) 当期純利益	151百万円
	(4) 純資産額	2,418百万円
	(5) 総資産額	5,049百万円

- 8 当連結会計年度以降、下記の連結子会社の商号を変更しております。

(変更前)	(変更後)
アイダプレッセン GmbH	アイダジャーマニー GmbH

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(平成25年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (名)
日本	781
アジア	447
米州	118
欧州	301
合計	1,647

(注) 従業員数は就業人員であります。

### (2) 提出会社の状況

(平成25年3月31日現在)

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
698	39.2	13.9	6,097

(注) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループには、アイダエンジニアリング労働組合（平成25年3月31日現在 組合員数561人）が組織されており、上部団体には加入しておりません。なお、労使関係は安定しており特記事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度における世界経済は、長引く欧州債務危機の影響や新興国における景気減速懸念等、先行き不透明感を抱えつつも全般的には緩やかな回復基調を辿りました。国内経済については、震災からの復興需要など持ち直しの兆しが見え始めたことに加え、年度末にかけては円高の修正や株式相場の上昇等もあり、景気回復に期待が寄せられる状況となりました。

鍛圧機械製造業界におきましては、中国市場における需要回復が遅れていることに加え、自動車関連を中心として堅調に推移していた米州及び東南アジア向けが、年度終盤に大きく減速してきたことが影響し、当年度の受注は前年度比25.1%減の135,338百万円（(社)日本鍛圧機械工業会 プレス系機械受注額）となりました。

このような状況の下、当社グループは平成23年度を第1年次とする中期経営基本計画（3ヵ年計画）の下、重点施策である「顧客の創造」および「付加価値の拡大」に取り組んでまいりました。当連結会計年度は、成長市場向けを主体に販売活動を一層強化し、新規顧客との取引開拓等受注獲得に傾注したほか、アジアのローカルユーザー向けの商品開発など商品ラインナップの拡充に努めました。また、生産面では海外での受注拡大を受け、前期より取り組んできた中国・マレーシア工場の能力増強を活かしたグローバル生産体制の整備を進めるなど、市場環境変化やお客さまのニーズの多様化に合わせたモノづくりを推進いたしました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度の受注高は米州およびアジアでの自動車関連向けの増加に加え、サービス工事受注も欧州およびアジア等で増加した結果、全体では過去最高の73,033百万円（前連結会計年度比 25.9%増）となり、受注残高についても過去最高の51,499百万円（同 42.0%増）となりました。売上高につきましては、米州およびアジア向け等海外納入案件が増加したほか、サービス売上も増加し、全体では57,812百万円（同 10.7%増）となり、営業利益は増収効果および売上総利益率改善等により3,756百万円（同69.1%増）となりました。営業外収益では養老保険満期償還益が減少（前連結会計年度8億8千8百万円、当連結会計年度8千4百万円）しましたが、経常利益はこれを補って4,073百万円（同34.8%増）となり、当期純利益は3,803百万円（同33.8%増）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

- 日 本： 輸出を主体に自動車関連向けの中・大型プレス機販売の増加により売上高は39,714百万円（前連結会計年度比14.9%増）となり、増収効果および売上総利益率改善等によりセグメント利益は2,070百万円（同59.9%増）となりました。
- アジア： 東南アジア地域でのプレス機械販売、サービス売上の増加により売上高は17,482百万円（前連結会計年度比29.6%増）となり、増収効果等によりセグメント利益は1,462百万円（同66.2%増）となりました。
- 米 州： 自動車関連向けの中・大型プレス機械販売の増加により、売上高は11,924百万円（前連結会計年度比26.4%増）となり、増収効果および売上総利益率改善等によりセグメント利益は493百万円（同40.2%増）となりました。
- 欧 州： 自動車関連業界向けの販売、サービス売上の減少等により、売上高は11,822百万円（前連結会計年度比8.8%減）で減収となりましたが、売上総利益率改善および経費の削減によりセグメント損失は49百万円（前連結会計年度はセグメント損失405百万円）と減少いたしました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、資金という）は、前連結会計年度末と比べ5,151百万円増加し、22,281百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

##### (イ) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により取得した資金は5,938百万円（前連結会計年度は8,749百万円の収入）となりました。主な要因は、収入として税金等調整前当期純利益4,015百万円、減価償却費1,362百万円、仕入債務の増加1,165百万円、支出として売上債権の増加1,115百万円であります。

##### (ロ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により使用した資金は1,277百万円（前連結会計年度は1,231百万円の支出）となりました。主な要因は、収入として有形固定資産の売却199百万円、支出として有形固定資産の取得1,399百万円であります。

##### (ハ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により使用した資金は1,446百万円（前連結会計年度は35百万円の収入）となりました。主な要因は、支出として配当金の支払額893百万円、短期借入金の返済535百万円であります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、主に鍛圧機械とこれに付帯する装置等を製造・販売しております。

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高（百万円）	前年同期比（％）
日本	24,579	△4.1
アジア	6,618	32.2
米州	2,005	115.4
欧州	8,158	40.1
合計	41,362	10.6

(注) 1 金額は、販売価格によっており、セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高（百万円）	前年同期比（％）
日本	25,329	5.6	17,979	40.0
アジア	17,291	23.3	9,347	16.8
米州	18,855	145.9	13,573	121.5
欧州	11,556	△6.4	10,597	13.9
合計	73,033	25.9	51,499	42.0

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同期比（％）
日本	20,192	△0.2
アジア	15,946	26.1
米州	11,410	31.1
欧州	10,263	△3.6
合計	57,812	10.7

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 売上割合が10%以上の主要な販売先がありませんので、相手先別の記載を省略しております。

### 3【対処すべき課題】

#### (1) 当面の対処すべき課題の内容等

新興国を主体に自動車関連向けの設備投資が堅調に推移する等、受注は増加傾向となっております。しかし、新興国経済については今後の成長鈍化が懸念され、欧州債務問題についても事態の長期化等が見込まれる中、景気の先行きは不透明な状況にあります。加えて、国内については円高の長期化や電力不足も危惧される等、当社グループを取り巻く環境は引き続き厳しい状況が見込まれます。

こうした状況において、当社グループは中期経営基本計画の各施策を着実に実行し、更なる事業基盤の強化、収益の確保に取り組んでまいります。

#### (2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

##### 1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様との判断に委ねられるべきものと考えます。

しかし、当社の経営には、その主たる事業であるプレス機械事業に関する高度な専門知識を前提とした特有の経営のノウハウや、国内外の関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断するためには買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様との判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なもの（注4）と認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうものものないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策を取ること、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「会社支配に関する基本方針」といいます）

##### 2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記3)に記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社グループは「成形システムビルダとしてグローバルに発展し、人と社会に貢献する企業であり続ける」ことを企業理念として掲げております。

当社グループはこの企業理念を具現化するために、成形システムを活用する顧客のニーズにきめ細かく対応する技術開発・商品開発に注力しております。また当社グループが保有する財産を効率よく活用するため、国内外に子会社等を適宜配置して連結収益の増大を重視した企業活動を展開することにより、企業価値・株主価値の向上を目指しております。特に、北米（米国）、欧州（イタリア）、アジア（マレーシア、中国）の海外主要市場にも生産拠点を設けてグローバル規模で販売・生産・サービス活動を積極的に行い、国内外の顧客に対して、安全で質の高い商品・サービスを適宜提供できる体制を敷いており、中長期的に成形システム分野で「トップランナー」となることを経営戦略の柱としております。

平成23年度より開始した中期経営基本計画においては、以下のスローガンを掲げております。

『「成形システムビルダとしての革新」と「グローバル企業としての持続的成長」をバランスよく  
実現し、社会から信頼される企業グループとして発展する』

このスローガンを実現するため、以下の重点施策を実行しております。

1. 顧客の創造
  - ・成長市場への傾注
  - ・新機軸商品の拡充
2. 付加価値の拡大
  - ・強い商品、高収益事業への傾注
  - ・生産性の向上

これらの取組みとともに、株主の皆様をはじめ顧客、取引先等のステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期にわたる企業価値の向上を目指しています。

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

- 3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月14日開催の当社取締役会において、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、同年6月27日開催の当社定時株主総会の承認を停止条件として、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます）を対象とする大規模買付ルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合及びしなかった場合につき一定の対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続して採用することを決議し、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会において承認をいただいております。

本対応方針の詳細につきましては、平成25年5月14日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（当社ホームページ：<http://www.aida.co.jp>）をご参照ください。

注1：「特定株主グループ」とは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます）、又は (ii) 当社の株券等（同法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の23第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の23第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

注2：「議決権割合」とは、(i) 特定株主グループが注1の (i) の記載に該当する場合は、(ア) 当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします）も計算上考慮されるものとします）と (イ) 当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、(ア) と (イ) の合算において、(ア) と (イ) との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします）、又は (ii) 特定株主グループが注1の (ii) の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の23第8項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計、をいいます。

議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の23第8項に規定するものをいいます）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の23第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

## ①大規模買付ルールの必要性

上記1)記載のとおり、当社としましては、大規模買付行為に際しては、大規模買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、必要かつ十分な当該大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を自ら決定する機会を与えられることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、その正当性が是認されているところです（東京地方裁判所平成17年7月29日決定）。

なお、当社には、平成25年3月31日現在で7,320名の株主がおり、そのほとんどが個人株主の方々であります。当社は、独立系の企業であることから特定の大株主はおりません。

## ②大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、(i)大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な当該大規模買付行為に関する情報を事前に提供し、(ii)当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただいたうえ、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を提供していただきます。

当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは本必要情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様への判断並びに当社取締役会による検討、評価及び意見形成のため必要な範囲で追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。但し、いずれの場合も当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定されます。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者を含みます）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）
- (ii) 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含み、特に、当社株式の一部のみの買付けの場合には、買付予定株式数の上限設定についての考え方やその後の資本構成の変更についての予定を含みます）
- (iii) 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金提供者（実質的提供者を含みます）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
- (iv) 大規模買付行為完了後に意図又は想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）、経営方針（事業計画（既存事業の再編計画、新規事業計画、設備投資計画を含みます）、財務計画、資本政策、配当政策、労務政策、資産活用策等、その経営方針を具体的に実現するための施策に加え、大規模買付者自身の事業と当社及び当社グループの事業との統合・連携や、大規模買付者と当社及び当社グループとの間の利益相反を回避するための具体的な措置についての考え方を含みます。以下「買付後経営方針等」といいます）
- (v) 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係に関する方針
- (vi) 大規模買付者が当社の事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らした大規模買付行為の適法性についての考え方

なお、大規模買付行為の提案があった事実は、当該提案があった時点で速やかに開示し、また当社取締役会に提供された本必要情報についても、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

### ③大規模買付行為が為された場合の対応方針

#### (イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、本対応方針の採用とは別に、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なもの（注4）と認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうと判断され、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社株主の皆様を守るために、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立の外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、特別委員会の勧告を尊重した上で、後記（ロ）記載の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合と同様に、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。また、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合において、特別委員会から予め株主総会の承認を得るべき旨の勧告を受けたときは、株主の皆様のご意思を反映させることが可能となるように、株主総会の決議を経て行うことがあります。

注4：「濫用目的によるもの又は不適切なもの」とは、例えば、大規模買付者が、(i)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、(ii)会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、(iii)会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、(iv)会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合、(v)最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収）、などを想定しています。

#### (ロ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項等を設けることがあります。また、新株予約権の無償割当等に関しては、特別委員会から予め株主総会の承認を得るべき旨の勧告を受けたときは、株主の皆様のご意思を反映させることが可能となるように、株主総会の決議を経て行うことがあります。

#### (ハ) 特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、特別委員会を設置します。特別委員会運営規則に従い、特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者（注5）の中から選任します。

本対応方針においては、上記3)③（イ）記載の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらず、上記3)③（ロ）記載の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、対抗措置をとる場合がある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を満たしておりますが、上記3)③（イ）記載のとおり当社株主の皆様を守るために例外的に対抗措置をとる場合及び上記3)③（ロ）記載のとおり対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

注5：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

#### (ニ) 対抗措置の発動の中止等について

上記3)③（イ）記載の例外的対抗措置をとること、又は上記3)③（ロ）記載のとおりの対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合や、対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合は、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を尊重したうえで、対抗措置の発動の中止又は変更を行うことがあります。対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合に、対抗措置の発動を中止するときは、(i)当該新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止し、(ii)新株予約権の無償割当後においては、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当該新株予約権を無償取得します。

#### ④株主・投資家に与える影響等

##### (イ) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、そのために必要な期間を確保し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3)③において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

##### (ロ) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために一定の金額の払込みをしていただく必要がある場合があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することとする場合もあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、上記3)③（ニ）に基づいて当社取締役会が対抗措置としての新株予約権の発行の中止または当該新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたり株式の価値の希釈化は最終的に生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

⑤本対応方針の有効期限、継続及び変更・廃止

本対応方針の有効期限は平成28年6月に開催される予定の当社定時株主総会の終了時点までとします。但し、上記平成28年6月に開催される予定の当社定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合、上記有効期限は同様に更に3年間延長されるものとし、以後同様とします。当社取締役会は、本対応方針を継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

また、本対応方針の継続が決定した場合であっても、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、関係法令の整備等や東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ本対応方針の随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更又は廃止を行うことがあります。その場合には、その内容を速やかにお知らせします。

4) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

①本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

②本対応方針が株主共同利益を損なうものではないこと

上記1)記載のとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長及び有効期限前の廃止が当社株主の皆様への承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

③本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様への承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

さらに、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

以上

#### 4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(国際的活動及び海外進出について)

当社グループの生産及び販売活動は、日本のほか米州、欧州及びアジア等の各国地域で行われております。これらの海外市場への事業進出には、① 予期しない政策、法律または規制の変更、② 外国為替相場の大幅かつ急激な変動、③ テロ、疫病、戦争、その他の原因による社会的混乱等のリスクが内在しており、現地の状況によっては当社グループの業績と財務状況に重要な影響が及ぶ可能性があります。

(製品の品質保証について)

当社グループは日本を含めた世界各国の工場で各国法令・基準等に準拠した当社の品質管理基準に従って各種製品を製造しております。しかし、すべての製品に欠陥がなく、将来的にリコールが発生しないという保証はありません。また製造物賠償責任については保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を担保できるという保証はありません。さらに当社グループが引き続き製造物賠償責任保険に許容できる条件で加入できるとは限りません。大規模なリコールや製造物賠償責任につながる製品の欠陥が生じた場合、それらが多額のコストや当社グループの評価に影響を与え、その結果、売上が低下し、当社グループの業績と財務状況に重要な影響が及ぶ可能性があります。

(原材料仕入価格の変動について)

当社グループの製品群の主要原材料は鋼材を始めとする鉄鋼製品であり、それらに大幅な価格変動があった場合には、当社グループの業績と財務状況に重要な影響が及ぶ可能性があります。

(特定業種（自動車産業）への依存度が高いことについて)

当社グループにおける自動車産業向けの製品売上高は全体の4分の3を占めており、自動車業界の好不況の動向及びその設備投資動向は、当社グループの事業、業績及び財務状況に重要な影響を与える可能性があります。

(競合等の影響について)

当社グループの主要製品である鍛圧機械においては、グローバル市場で同業他社との間に品質、価格、納期、サービス等において競合が生じています。当業界において供給過剰や需要の大幅な低下が生じて販売競争がさらに激化した場合、当社グループの業績に重要な影響が及ぶ可能性があります。

(退職給付債務及び費用について)

当社グループの従業員退職給付債務及び費用は、割引率等数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合、また前提条件が変更された場合、その影響は将来の会計期間にわたって償却するため、将来の会計期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼし、当社グループの業績と財務状況に重要な影響が及ぶ可能性があります。

(地震等による影響について)

当社の主力工場は、今後大地震の発生が予想される関東平野南部の神奈川県西北部に位置しており、これらの地域において大地震等の自然災害が発生した場合、当社グループの生産及び業績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

#### 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

当社グループでは、当社の開発本部を中心に基幹商品の強靱化と基盤技術の確立及び次世代主力製品開発を基本方針に研究開発に取り組んでおります。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,008百万円であり、日本セグメントで計上しております。

当連結会計年度の研究開発活動の主なものは、次のとおりであります。

なお、当期間中には、開発商品[サーボトランスファープレスシステム]におきまして、日刊工業新聞社の十大新製品賞を受賞しております。

基幹商品の強化

### (1) サーボトランスファープレスシステムの開発

サーボプレスによる複雑な高速ストロークと搬送装置を最適に同期運転させることにより、大型サーボトランスファープレスにおいて従来比で最大1.5倍の生産性を実現。

### (2) サーボプレスのラインナップ拡充

D S F - P 4シリーズに1200トン、D S F - U 2シリーズに800トンのプレス機を開発。

### (3) 大型サーボタンデムライン用プレス機の機種拡充

自動車外板成形システム向けのサーボプレスタンデムライン用プレス機D S F - S 4シリーズの機種拡充及び欧州市場に対応した制御システムを開発。

### (4) 大型サーボタンデムライン用搬送措置と周辺装置の開発

搬送装置としてS A T - 5 5 0とS A T - 5 7 0及び洗浄装置やシートローダ、大型ディスタックフィーダ等の周辺装置も開発し、大型サーボタンデムラインのメニューを充実。

### (5) 成長するアジア市場向けプレス機の開発

市場ニーズに特化し、最適地での最適生産を追求したトランスファープレスC T - Nシリーズ、ならびに高速自動プレスA M X - 3 3 0 0を開発。

新技術、基盤技術の開発

汎用サーボプレス用サーボモータの新開発中空ロータの採用、部品の共用化等により、更なるコストダウンと高性能化を実現。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の資産は前連結会計年度末に比べて10,818百万円増加し、82,118百万円となりました。主な増加要因は、現金及び預金の増加5,453百万円、受取手形及び売掛金の増加4,472百万円、投資有価証券の増加542百万円であります。

(負債)

負債は、前連結会計年度末に比べて5,312百万円増加し、29,140百万円となりました。主な増加要因は、前受金の増加3,270百万円、買掛金の増加1,267百万円であります。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて5,505百万円増加し、52,978百万円となりました。主な要因は、利益剰余金の増加2,907百万円、為替換算調整勘定の増加2,546百万円であります。この結果、当連結会計年度末の自己資本比率は64.4%となりました。

### (2) 経営成績の分析

「第2 事業の状況、 1 業績等の概要、 (1) 業績」をご参照ください。

### (3) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況、 1 業績等の概要、 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は総額1,555百万円であります。

セグメントごとの設備投資の内訳及び主なものは、アジアセグメントの設備機械増強等に520百万円であります。

重要な設備の除却又は売却はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他		合計
本社及び相模事業所 (神奈川県相模原市)	日本	生産・販売・その他設備	1,942	531	2,146 (69)	483	103	5,206	480
津久井事業所 (神奈川県相模原市)	日本	生産・サービス設備	636	541	500 (57)	236	40	1,955	98
下九沢事業所 (神奈川県相模原市)	日本	生産・その他設備	219	91	140 (19)	—	10	461	—
白山事業所 (石川県白山市)	日本	生産設備	394	0	1,285 (24)	20	0	1,700	—
中部営業所 (愛知県安城市)	日本	販売・サービス設備	0	0	274 (1)	0	1	276	13
大阪営業所 (大阪府門真市)	日本	販売・サービス設備	18	0	27 (1)	0	0	46	8

##### (2) 在外子会社

子会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
アイダアメリカCORP. (米国 オハイオ州)	米州	生産・販売・その他設備	289	324	73 (194)	13	699	111
アイダS.r.l. (イタリア プレシア市)	欧州	生産・販売・その他設備	515	424	163 (16)	52	1,155	284
アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD. (マレーシア ジョホール州)	アジア	生産・その他設備	634	651	— (—)	20	1,306	193
会田鍛圧机床有限公司 (中国 江蘇省 南通市)	アジア	生産・その他設備	732	958	— (—)	30	1,721	97

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」の主なものは、工具器具及び備品であります。なお、金額には消費税等を含んでおりません。

2 外部へ賃貸している主要な設備はありません。

3 白山事業所の設備は、連結子会社の(株)アクセスに賃貸しております。

4 下九沢事業所の設備の一部を連結子会社の(株)アクセス及び(株)エービーシーに賃貸しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
アイダS.r.l.	イタリア プレシア市	欧州	工場増築	1,300	327	自己資金	平成24年 4月	平成25年 10月

#### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	188,149,000
計	188,149,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	79,147,321	79,147,321	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株 であります。
計	79,147,321	79,147,321	—	—

(注) 「提出日現在の発行数」には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

平成16年6月29日定時株主総会決議に基づく平成17年2月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	(注) 1 381	366
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	70	70
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	381,000	366,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 563	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 563 資本組入額 282	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。②その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 詳細については、「ストック・オプション制度の内容」に記載しております。

平成17年6月29日定時株主総会決議に基づく平成17年9月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	(注) 1 917	905
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	106	108
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	917,000	905,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 725	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 725 資本組入額 363	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。②その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 詳細については、「ストック・オプション制度の内容」に記載しております。

② 会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に基づく新株予約権  
平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成19年9月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	15	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1 15,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年9月27日 至 平成49年9月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 2 発行価格 655 資本組入額 328	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ① 新株予約権者が平成48年9月26日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成48年9月27日から平成49年9月26日
  - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
  - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
（注）5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成20年9月8日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	25	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1 25,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年9月26日 至 平成50年9月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 2 発行価格 407 資本組入額 204	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ① 新株予約権者が平成49年9月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成49年9月26日から平成50年9月25日
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編成における募集新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
（注）5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成21年9月7日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	59	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1 59,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年9月26日 至 平成51年9月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 2 発行価格 254.49 資本組入額 128	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ① 新株予約権者が平成50年9月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成50年9月26日から平成51年9月25日
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編成における募集新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
（注）5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成22年9月7日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	55	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1 55,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年9月25日 至 平成52年9月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 2 発行価格 264.50 資本組入額 133	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ① 新株予約権者が平成51年9月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成51年9月25日から平成52年9月24日
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編成における募集新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
（注）5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成23年9月13日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	49	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1 49,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年9月30日 至 平成53年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 2 発行価格 348.40 資本組入額 175	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ① 新株予約権者が平成52年9月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成52年9月30日から平成53年9月29日
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編成における募集新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
（注）5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成24年11月13日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	62	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1 62,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年11月30日 至 平成54年11月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 2 発行価格 546.89 資本組入額 274	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ① 新株予約権者が平成53年11月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成53年11月30日から平成54年11月29日
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編成における募集新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
（注）5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年4月1日	—	79,147	—	7,831	10	12,425

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減は次によるものであります。

平成16年4月1日

当社子会社の㈱エービーシーの中古プレス機械販売事業を会社分割し、同事業を当社に吸収したことに伴う資本準備金の増加

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	36	36	152	137	7	6,952	7,320	—
所有株式数 (単元)	—	302,303	7,192	58,117	108,582	65	314,313	790,572	90,121
所有株式数の割 合（%）	—	38.20	0.91	7.35	13.72	0.00	39.82	100.00	—

(注) 自己株式18,236,991株は、「金融機関」に33,963単元、「個人その他」に148,406単元、「単元未満株式の状況」に91株含まれております。また、自己株式数には資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）が所有する株式33,963単元を含めております。当該株式は、「株式給付信託（J-ESOP）」の導入に伴い、みずほ信託銀行㈱に信託され、資産管理サービス信託銀行㈱に再信託された信託財産であり、会計処理上、当社と一体として扱うことから、自己株式数に含めるものであります。

## (7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
第一生命保険 (株)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	4,000	5.05
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,967	5.01
日本マスタートラスト 信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,994	3.78
日本生命保険 (相)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,980	3.77
明治安田生命保険 (相)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,516	3.18
㈱みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	2,179	2.75
会田 仁一	東京都港区	1,433	1.81
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株) (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,397	1.77
東京海上日動火災保険 (株)	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	1,104	1.40
アイダエンジニアリング取引先 持株会	神奈川県相模原市緑区大山町2番10号	1,097	1.39
計	—	23,670	29.91

(注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)及び日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式数は信託業務に係る所有株式数であります。

2 上記のほか自己株式が18,236千株あります。なお、この自己株式数については、平成25年3月31日現在において資産管理サービス信託銀行(株) (信託E口) が所有する当社株式3,396千株を自己株式に含めておりません。

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 18,236,900	33,963	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 60,820,300	608,203	—
単元未満株式	普通株式 90,121	—	—
発行済株式総数	79,147,321	—	—
総株主の議決権	—	642,166	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己株式91株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) アイダエンジニアリング ㈱	神奈川県相模原市 緑区大山町2番10号	14,840,600	3,396,300	18,236,900	23.04
計	—	14,840,600	3,396,300	18,236,900	23.04

(注) 当社は、「株式給付信託 (J-ESOP)」の導入に伴い、平成22年12月1日付けで自己株式3,400,000株を資産管理サービス信託銀行㈱ (信託E口) (東京都中央区晴海1丁目8番12号) へ拠出しております。なお、自己保有株式数については、平成25年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式 (3,396,300株) を自己株式数に含めております。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。本制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び21の規定並びに会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役及び使用人に対して新株予約権を発行することを平成16年6月29日、平成17年6月29日及び平成19年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものです。

当該制度の内容は次のとおりです。

イ 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストック・オプション制度の内容  
(平成16年6月29日定時株主総会決議に基づく平成17年2月10日取締役会決議分)

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名及び当社使用人136名ならびに 当社子会社の取締役1名及び使用人8名 合計152名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	589,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 563円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から平成26年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ② その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) 1 (1) 下記(2)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数 589個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数は1,000株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

〈平成17年6月29日定時株主総会決議に基づく平成17年9月30日取締役会決議分〉

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名及び当社使用人667名ならびに 当社子会社の取締役1名及び当社子会社の使用人76名 合計751名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	924,000株 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 725円 (注) 4
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から平成27年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ② その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) 3 (1) 下記(2)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数 924個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数は1,000株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

4 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

行使価額は、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が発行日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当該日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価格とする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- ロ 会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に基づくストック・オプション制度の内容

当社は、平成19年6月28日の定時株主総会において、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容を決議いたしました。これに基づき以下の取締役会決議により、具体的な新株予約権の割当てを決議しております。

〈平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成19年9月10日取締役会決議分〉

決議年月日	平成19年9月10日 (注) 5
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	22,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 5 取締役会決議日を記載しております。

〈平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成20年9月8日取締役会決議分〉

決議年月日	平成20年9月8日 (注) 6
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	36,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 6 取締役会決議日を記載しております。

〈平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成21年9月7日取締役会決議分〉

決議年月日	平成21年9月7日 (注) 7
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	85,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 7 取締役会決議日を記載しております。

〈平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成22年9月7日取締役会決議分〉

決議年月日	平成22年9月7日 (注) 8
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	79,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 8 取締役会決議日を記載しております。

〈平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成23年9月13日取締役会決議分〉

決議年月日	平成23年9月13日 (注) 9
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	57,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 9 取締役会決議日を記載しております。

〈平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成24年11月13日取締役会決議分〉

決議年月日	平成24年11月13日 (注) 10
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	62,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 10 取締役会決議日を記載しております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は、従業員の報酬の一部と当社の株価や業績との連動性をより高め、株価の変動による経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結済みの信託契約に基づいて設定された信託を「本信託」といいます。）を導入しております。

1. 導入の背景

当社国内グループでは、従業員に対するインセンティブプランとして、主に米国で普及しているE S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度について研究しておりましたが、平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等で現行法制度下における論点について概ね整理されたこともあり、今般、現行の退職金制度とは別に、従業員が社業への貢献を実感できるものとして、本制度を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

本制度は、当社があらかじめ定めた株式給付規程に基づき、当社国内グループの従業員が退職した場合等に、本人他の受給権者に対して、当人の選択に従って当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

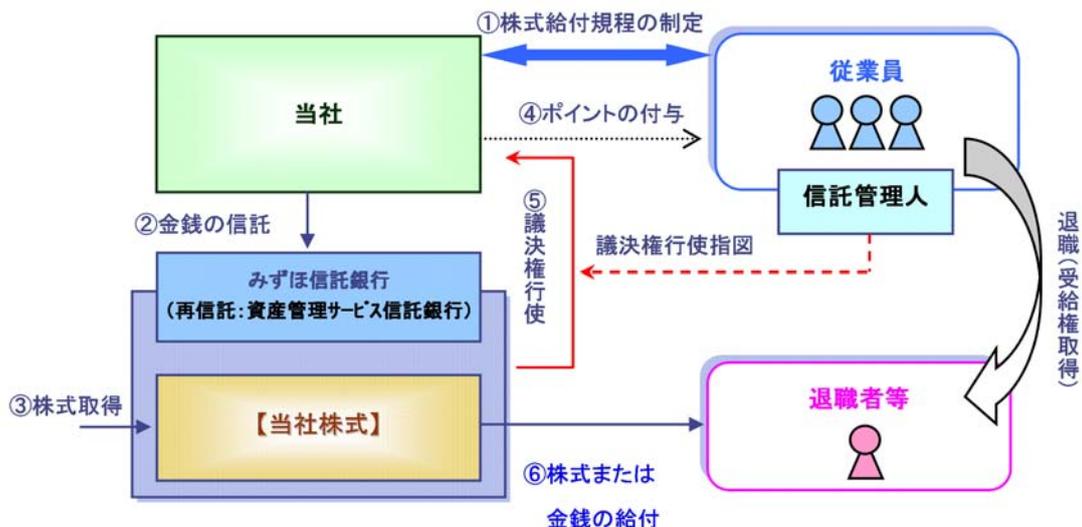
当社は、従業員に成果や勤続に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等までに累積したポイントに相当する当社株式等を給付します。退職者等に対し給付する当社株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、金銭による給付に備えて留保する金銭とともに信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社、以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、株式給付規程に基づき20年間に付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を取得し管理します。当初取得分として信託銀行は、信託された金銭を原資として当社からの第三者割当によって株式を取得します。また、第三者割当については、みずほ信託銀行株式会社（資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口））と当社の間で締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人及び受益者代理人は、本信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任します。

<株式給付信託の概要>



- ① 当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得（第三者割当により取得）。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づいて従業員に対し、勤続や成果に応じてポイントを付与。また当社は、ポイントを付与した年度において、付与したポイントに応じて会計上適切に費用処理。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使。
- ⑥ 従業員は、退職時等に信託銀行から、累積したポイントに相当する当社株式等の給付を受けます。

3. 従業員等に取得させる予定の株式の総数

3,400,000株

4. 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

本制度は、下記に該当しない全ての当社国内グループ会社従業員に適用しております。

- |        |         |             |
|--------|---------|-------------|
| ① 役員   | ② 仮採用職員 | ③ 準職員       |
| ④ 嘱託職員 | ⑤ 臨時職員  | ⑥ パートタイマー職員 |

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	1,150	696
当期間における取得自己株式	419	328

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	252,000	123,838	27,000	17,145
その他 (単元未満株式の買増請求による処分)	140	61	—	—
保有自己株式数	18,236,991	—	18,210,410	—

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含まれておりません。

2. 保有自己株式数には、資産管理サービス信託銀行(株) (信託E口) が所有する当社株式が当事業年度3,396,300株、当期間3,396,300株が含まれております。

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様の利益向上を経営上の重要課題の一つとして認識し、経営基盤の強化、企業品質の向上及びグローバルな事業展開により、企業価値の向上と1株当たり利益の継続的な増加に努めております。

配当金につきましては、経営基盤の安定性及び将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、連結株主資本配当率（DOE）も考慮して安定的な配当の継続を重視するとともに、各連結会計年度の連結業績に連動して、連結配当性向30%を目処に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、研究開発投資、生産性向上・品質向上のための設備投資、グローバル事業の強化等に活用していく所存であります。

当社の配当は、定時株主総会の決議によって決定し、期末配当として年1回お支払いすることとしております。

当期の配当金につきましては、1株につき普通配当19円としております。これにより、当期の連結株主資本配当率（DOE）は2.2%となります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成25年6月27日 定時株主総会決議	1,221	19.00

（注） 「株式給付信託（J-ESOP）」の導入に伴い、上記の配当金の総額には資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）が所有する当社株式3,396,300株に対する配当金64百万円が含まれております。

### 4 【株価の推移】

#### （1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第74期	第75期	第76期	第77期	第78期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高（円）	689	430	474	496	802
最低（円）	255	223	263	312	404

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### （2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高（円）	540	610	699	738	747	802
最低（円）	493	482	577	675	666	715

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表 取締役)	* 開発 本部長	会 田 仁 一	昭和26年12月13日生	昭和51年12月 昭和57年6月 平成元年9月 平成4年4月 平成13年4月 平成23年10月 平成24年7月 当社入社 取締役 代表取締役 (現職) 取締役社長 (現職) 最高経営責任者 (CEO) (現職) 開発本部長 (現職) アイダアメリカCORP. 会長 (現職) アイダS.r.l. 会長 (現職)	(注) 4	1,440
取締役	* 営業・ サービス 本部長	中 西 直 義	昭和26年6月3日生	昭和45年3月 平成9年6月 平成12年5月 平成13年6月 平成18年5月 平成22年1月 平成22年6月 平成23年5月 平成23年10月 平成25年1月 当社入社 取締役 常務取締役 取締役 (現職) アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD. 会長 (現職) 生産本部長 事業執行責任者 (COO) (現職) 会田鍛圧机床有限公司 董事長 (現職) 副社長執行役員 (現職) 営業・サービス本部長 (現職)	(注) 4	115
取締役	*	八 木 隆	昭和29年2月27日生	昭和52年3月 平成15年10月 平成16年2月 平成20年6月 平成23年12月 平成24年6月 平成24年7月 平成25年5月 当社入社 高速精密事業部長 執行役員 取締役 (現職) 営業・サービス本部副本部長 常務執行役員 (現職) アイダホンコンLTD. 社長 (現職) 一般社団法人 日本鍛圧機械工業会 代 表理事会長 (現職)	(注) 4	54
取締役	* 営業・サー ビス本部 副本部長	金 村 貞 行	昭和30年5月30日生	昭和63年7月 平成21年2月 平成21年6月 平成23年6月 平成24年6月 平成25年1月 当社入社 サービス事業本部長 執行役員 取締役 (現職) 常務執行役員 (現職) 営業・サービス本部副本部長 (現職)	(注) 4	7
取締役	* 営業・サー ビス本部 副本部長	片 岡 博 道	昭和33年9月18日生	昭和56年5月 平成18年3月 平成18年10月 平成23年6月 平成23年10月 平成24年6月 平成25年1月 当社入社 汎用機プラント事業部長 執行役員 取締役 (現職) 管理本部長 財務執行責任者 (CFO) (現職) 常務執行役員 (現職) 営業・サービス本部副本部長 (現職)	(注) 4	19
取締役	*	ヤップ テック メン	昭和37年9月4日生	平成8年6月 平成15年12月 平成19年11月 平成22年6月 平成23年12月 平成24年4月 平成24年7月 平成25年6月 アイダマニュファクチャリング (マレー シア) SDN. BHD. (現アイダエンジニ アリング(M) SDN. BHD.) 入社 同社社長 (現職) 執行役員 常務執行役員 (現職) アイダグレイターアジアPTE. LTD. 会長 兼社長 (現職) 会田工程技術有限公司 董事長兼総経 理 (現職) アイダホンコンLTD. 社長 (現職) 取締役 (現職)	(注) 4	—
取締役	* 管理部長	増 田 健	昭和35年10月14日生	平成3年2月 平成22年6月 平成24年6月 平成25年6月 当社入社 管理部長 (現職) 執行役員 (現職) 取締役 (現職)	(注) 4	3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		山崎 猛	昭和14年3月16日生	平成元年6月 平成13年6月 平成17年6月 平成22年6月	(株)富士銀行取締役 監査役 常勤監査役 取締役(現職)	(注)4	22
取締役		大磯 公男	昭和21年10月8日生	平成12年7月 平成19年7月 平成20年6月 平成22年4月 平成22年7月 平成24年6月	第一生命保険(相)(現第一生命保険(株))監査役 第一生命保険(相)代表取締役専務執行役員 監査役 第一生命保険(株)取締役 財団法人(現公益財団法人)心臓血管研究所理事長(現職) 取締役(現職)	(注)4	0
常勤監査役		松本 誠郎	昭和22年5月30日生	平成13年6月 平成14年4月 平成14年8月 平成16年10月 平成22年6月	(株)富士銀行常任監査役 (株)みずほコーポレート銀行常勤監査役 (株)富士総合研究所常勤監査役 みずほ情報総研(株)常勤監査役 常勤監査役(現職)	(注)5	7
監査役		金井 洋	昭和30年9月15日生	平成22年4月 平成23年6月 平成24年6月	第一生命保険(株)常務執行役員 第一生命保険(株)取締役常務執行役員 (現職) 監査役(現職)	(注)6	—
監査役		巻之内 茂	昭和24年6月30日生	昭和54年4月 平成25年6月	弁護士(現職) 監査役(現職)	(注)7	—
計							1,672

- (注) 1 取締役 山崎猛氏及び大磯公男氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役は全員が、社外監査役であります。
- 3 当社は「執行役員制度」を平成13年4月1日より導入しております。  
なお、上記の職名欄に\*印を付した取締役は執行役員兼務者であります。
- 4 取締役の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 監査役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 監査役の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 8 所有株式数には、役員持株会での持分を合算して表示しております。なお、本人名義の株式がない場合は、持株会での持分を表示しております。
- 9 当社は、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。  
補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
若林 寛夫	昭和18年8月23日生	平成9年7月 平成17年7月 平成19年6月 平成20年6月	第一生命保険(相)(現第一生命保険(株)) 取締役 第一生命保険(相)取締役専務執行役員 日本シイエムケイ(株)監査役(現職) 取締役	(注)	14

- (注) 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までであります。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えません。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の最重要課題の一つとしてとらえ、公正かつ健全な経営システムの機能強化および経営意思決定の迅速化ならびに透明性を確保するための経営監視機能の強化に注力しております。

#### 2) 業務執行、監査・監督、報酬決定等の機能に係る事項

##### ① 当社の業務執行、監査・監督の状況は下記機関により実施しております。

###### <取締役、取締役会、執行役員、経営会議>

当社では、経営監督機能と業務執行機能を分担させるため平成13年4月より執行役員制度を導入しており、経営意思決定の迅速化と権限・責任体制の明確化を図っております。現行経営体制は、取締役兼務者7名を含む執行役員と社外取締役2名（両名とも独立役員）で構成されております。取締役会は原則月1回の定例取締役会および臨時取締役会を適宜開催し、法令に定める重要事項の決定機能および業務執行の監督機能を果たしております。執行役員で構成する経営会議は原則月2回開催し、経営方針および経営課題に関する討議を行い、経営の意思統一と迅速な業務執行に取り組んでおります。また、主要事業部門による月次業績評価会を毎月1回定期的に開催しており、同会には部門長のほか、取締役、監査役および執行役員が出席して全社の業務執行状況の適時把握に努めております。

（注）独立役員とは東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定される、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役のことです。

###### <監査役、監査役会>

当社は監査役制度を採用しております。監査役3名全員が社外監査役で、常勤監査役は1名です。監査役の監査活動は、監査計画に従い、取締役会や経営会議、月次業績評価会等の重要会議に出席するほか、会計監査人からの報告を受け、営業報告の聴取、重要書類の閲覧等を行い、本社、主要事業所、連結子会社に赴き、各部門の業務執行および財産の状況を調査して経営執行状況の的確な把握と監視に努め、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査しております。なお、当社は監査役の機能強化のため、独立性の高い社外監査役（3名全員が独立役員）を選任しております。各社外監査役はそれぞれ、都市銀行や生命保険会社において監査・財務業務等に従事した経験や弁護士としての経験に基づき、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。また、当社は内部統制監査室及び財務部門をはじめとする管理部門のスタッフにより、監査役監査を支える体制を構築しております。

###### <社外取締役及び社外監査役の選任状況及び当社との関係等>

当社は、社外取締役として、山崎猛氏、大磯公男氏の両氏を選任しております。山崎氏は都市銀行の元役員として、大磯氏は生命保険会社の元役員として、共に豊富な経験と高い見識を有しております。また、両氏は共に当社及び当社子会社の業務執行者、当社を主要取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、当社の主要株主ではなく、過去においても同様であることから、一般株主と利益相反が生ずる恐れはなく、それぞれ独立性を有しております。なお、大磯氏は、平成22年6月まで第一生命保険㈱の取締役に就任しておりました。同社と当社との間には、保険契約や金銭借入等の取引が存在しておりますが、これらの取引は当社との間で特別の利害関係を生じさせる程度のものではありません。このように独立性を有しながら、各々の豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、両氏を社外取締役として選任しております。

また、当社は社外監査役として、松本誠郎氏、金井洋氏、巻之内茂氏の三氏を選任しております。松本氏は都市銀行の元役員として、金井氏は生命保険会社の役員として、巻之内氏は弁護士として、それぞれ豊富な経験と高い見識を有しております。また、三氏とも当社及び当社子会社の業務執行者、当社を主要取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、当社の主要株主ではなく、過去においても同様であることから、一般株主と利益相反が生ずる恐れはなく、それぞれ独立性を有しております。なお、金井氏は、第一生命保険㈱の取締役に就任しております。同社と当社との間には、保険契約や金銭借入等の取引が存在しておりますが、これらの取引は当社との間で特別の利害関係を生じさせる程度のものではありません。このように、独立性を有しながら、各々の豊富な経験と高い見識を当社の監査体制に活かして頂くため、三氏を社外監査役として選任しております。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりません。

社外取締役は取締役会や経営会議において内部統制部門からの報告を受けることにより、また社外監査役は内部統制部門との定期的な会合などにより、内部統制部門との連携を深めております。

<役員報酬等>

a. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	対象人員	基本報酬	ストック・オプション	賞与	総額
取締役 (社外取締役を除く)	6名	97百万円	33百万円	66百万円	197百万円
社外取締役	3名	15百万円	—	—	15百万円
監査役(全員社外監査役)	4名	24百万円	—	—	24百万円

(注) 1 賞与の額は、役員賞与引当金として繰入した金額であります。

2 上記の報酬等の額は、平成24年6月28日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名分及び監査役1名分を含んでおります。

3 上記のほか、使用人兼務取締役のうち5名に対して、使用人給与相当額及び使用人賞与相当額として1億1千8百万円を支払っております。

4 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額3億円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)であります。(平成13年6月28日開催の第66回定時株主総会決議)

5 前述の取締役の報酬限度額とは別枠として、取締役(社外取締役を除く)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額は年額3千5百万円であります。(平成19年6月28日開催の第72回定時株主総会決議)

6 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額5千万円であります。(平成4年6月26日開催の第57回定時株主総会決議)

b. 役員毎の報酬等の総額等

当事業年度において、役員報酬等の額が1億円を超える役員はおりませんので個別開示は省略しております。

c. 役員の報酬等の額の決定に関する基本方針

取締役の基本報酬は、会社業績への貢献、成果と業務執行状況に基づく評価により定めております。ストック・オプションとしての新株予約権は取締役の基本給をもとに算出し、付与しております。取締役の賞与は、職位・会社業績に応じて定めております。監査役の報酬は、監査役の協議・同意に基づき監査役会で決定し支給しております。

<会計監査>

当社は新日本有限責任監査法人との間で会社法に基づく会計監査と金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を締結し、それに基づいて業務が執行され、報酬を支払っております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同監査法人は、当社監査に従事する業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて従事することのないよう自主的な措置をとっております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：山元 清二

指定有限責任社員 業務執行社員：山崎 隆浩

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他8名

<内部監査>

当社は、内部統制監査室を設置し、専任者2名を配置し、コンプライアンス体制及び財務報告に係る内部統制の有効性の検証などに取り組んでおります。また、同室にて連結子会社の業務プロセス及び経営管理体制の妥当性、効率性のチェックを行っており、必要に応じて海外を含む連結子会社に赴き、内部監査を実施しております。

なお、法律事務所と顧問契約を締結しており、経営意思決定の過程で法律上の判断を必要とする場合には、顧問弁護士に助言を求めています。

#### <現状のガバナンス体制の選択の理由>

当社は上記のとおり、取締役会設置会社として、取締役9名（うち社外取締役2名で両名とも独立役員）による迅速な意思決定を図っており、監査役会設置会社として、監査役3名（全員社外監査役、独立役員）により経営監視の強化に努めております。

また、執行役員制度を導入し、経営意思決定の迅速化と権限・責任体制の明確化を図っております。さらに内部統制の充実を図るためコンプライアンス委員会を設置し、またリスク管理体制の一環として、安全衛生委員会、PL委員会、輸出管理委員会等の委員会を設置しております。

このように当社は独立性の高い社外取締役及び社外監査役を複数名選任し、執行役員制度やガバナンス向上のための委員会等の取組みを通じて、公正かつ健全な経営システムの機能強化および経営意思決定の迅速化ならびに透明性を確保するために現状のガバナンス体制を選択しております。

#### <内部統制システムの整備の状況>

当社は、法遵守とより高い倫理観に基づいた事業活動を行うため「アイダグループ行動指針」を平成15年10月に制定しております。また、内部統制の充実を図るためにコンプライアンス委員会を設置しております。さらに、内部統制監査室が行動指針等の研修と実施状況等の監査を実施しております。

当社は、当社および子会社の統制環境、統制活動の現状調査を実施するなど「金融商品取引法」に基づく「財務報告の信頼性」の確保に努めております。

なお、当社は、「会社法」に基づき、取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針を下記のとおり決定しております。

#### 記

##### 内部統制システムの整備に関する基本方針

##### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、アイダグループ行動指針を定め、その推進のためコンプライアンス担当役員を任命し、その下にコンプライアンス委員会を設置する体制により当行動指針の徹底を図り、さらに、業務部門から独立した内部統制監査室を設置し当行動指針の実施状況等の監査を行うこととする。

当社の役職員が法令違反等の疑義のある行為を発見した場合には、コンプライアンス委員を通じコンプライアンス委員会に報告され、重大性に応じて取締役会において再発防止策を策定するものとする。

また、内部統制監査室において当行動指針の実施状況についての内部監査を行い、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告するものとする。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び当社社内規程に従い適切に保存・管理を行い、また、取締役及び監査役は、当社社内規程に従い常時これらの文書を閲覧できるものとする。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、環境、防災、品質、コンプライアンス、輸出管理等に係るリスクについては各業務担当部門にて規則・ガイドラインの制定、運用の監視等を行うことで対応するものとし、当社の全社的な事業の推進に係るリスクについては、重要事項について取締役会、経営会議などにおいて多面的に審議のうえ決定することで対応を図ることとする。

##### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では全社的な目標として年度方針を定め、取締役はその管掌部門においてその方針に基づいた部門別目標を策定し、その実施状況を取締役会あるいは経営会議にて報告することとする。

また、重要事項については各規則に定める職務分掌及び意思決定のルールに従い取締役会、経営会議などにより十分に審議をすることにより、関連部門における意思統一を得ることで当該事項の効率的な執行を図るものとする。

##### 5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社については当社事業セグメントあるいはグループ会社についてそれぞれを管掌する取締役を任命し内部統制を構築する責任と権限を与えており、一方、これら取締役はその管掌分野について取締役会あるいは経営会議において定期的な業績報告及び内部統制の運用状況の報告を行うこととする。

また、内部統制監査室は、子会社の管掌部門あるいは関連業務部門と連携して子会社の業務プロセス及び経営管理体制の妥当性、効率性の監査を行うものとする。

##### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からの要請がある場合には、監査役の指示に従い職務を補助する専任の使用人を配置するものとする。

7. 上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記6.に定める使用人の人事異動については監査役の同意を必要とするものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会のほか経営会議等に出席し、重要な報告を受けるものとする。

また、取締役については、法に定める場合の他、経営会議で決議された事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、重要な法令・定款違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項等を発見したときは、その事実を監査役会に報告することとする。

また、取締役および使用人は取締役会と監査役会の協議によって定められたところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行うものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、また、必要に応じ都度取締役・使用人と協議し、あるいは報告を求めることができるものとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化策の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループ全体の内部統制の整備・運用を行い、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図るものとする。内部統制監査室は、健全かつ適切な内部統制を確保するために、定期的かつ継続的に内部統制の整備及び運用状況を評価し、必要な是正・改善措置を提言するものとする。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断するものとする。

<リスク管理体制>

リスク管理体制に関して、経営戦略に係わるリスクについては関連部門においてリスクの分析と対応策の検討を行い、必要に応じて取締役会、経営会議で審議を行っております。日常的な業務運営に係わるリスクについては、その内容に応じて各部門で対応するものほか、安全衛生委員会、PL委員会、輸出管理委員会、リスクヘッジ委員会等の全社横断的な委員会もしくはプロジェクトチームを編成するなど、経営への影響度により機動的な管理体制を敷いて対応しております。

② 会社のコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組みの最近1年間における実施状況

当連結会計年度は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の経営者による評価」制度について、これまでの運用結果を踏まえた上で内部統制の基本的枠組みを維持しつつ簡素化・見直しを行い、財務報告の信頼性を確保するべく、各業務プロセスの着実な実行と検証を行ってまいりました。

また、平成25年1月15日開催の取締役会の決議に基づき、「アイダグループ企業倫理ホットライン制度運用規程」を一部変更しました。主な変更内容は、通報・相談窓口を常勤監査役から内部統制監査室長に変更したこと及び通報窓口専用のE-Mailアドレスの新設です。コンプライアンスリスクへの対応をより機動的に実施する体制を目指し、通報・相談に関する通信インフラを再整備しました。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

4) 取締役および監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

5) 取締役の定数

当社の取締役は、3名以上11名以内とする旨を定款に定めております。

6) 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

7) 株主総会の特別決議要件

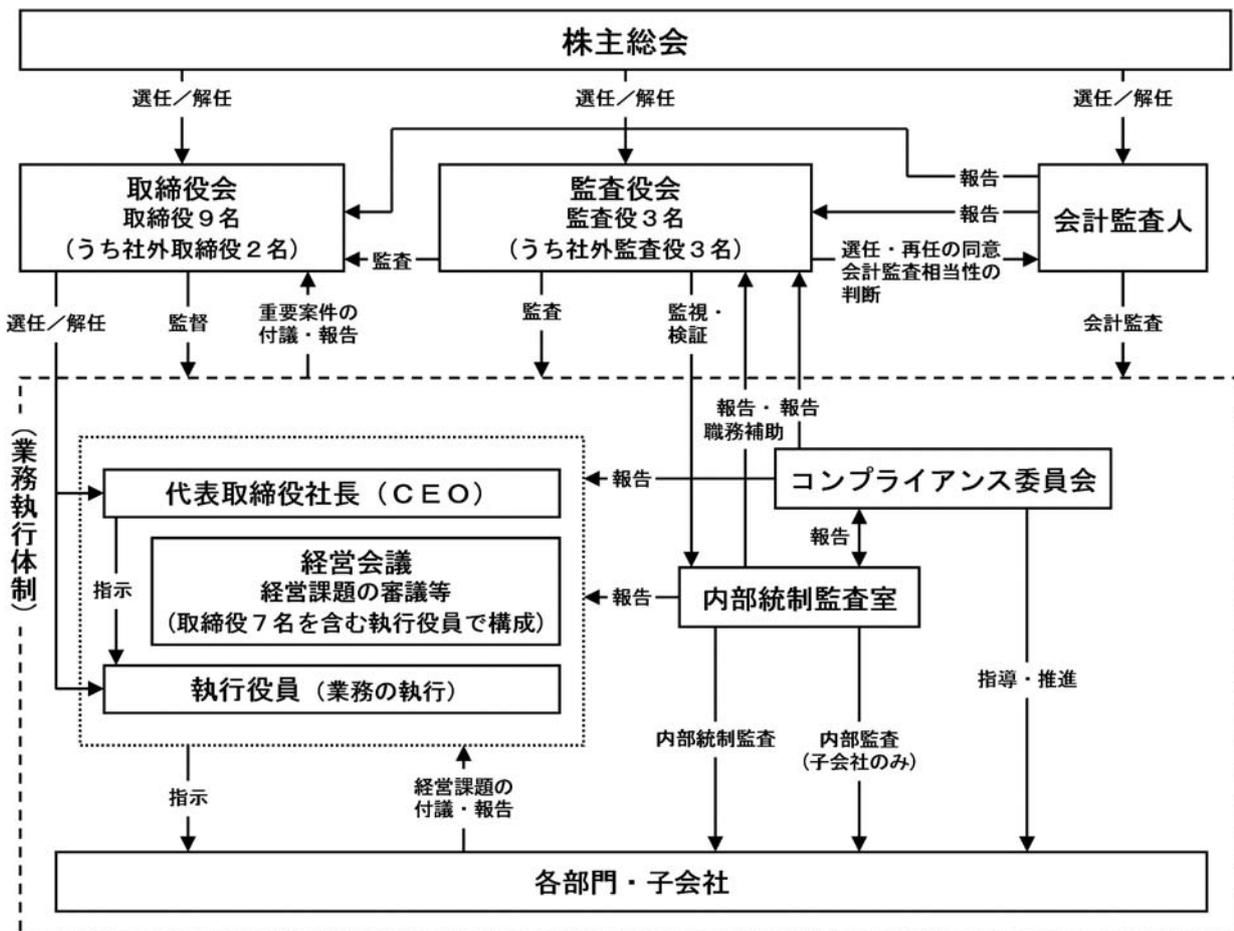
当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

8) 自己の株式の取得

当社は、経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

9) 会社のコーポレートガバナンス体制の模式図

当社のコーポレートガバナンス体制の模式図は以下のとおりです。



10) 株式の保有状況

① 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額銘柄数  
28銘柄

貸借対照表計上額の合計額 4,092百万円

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株) マキタ	450,000	1,494	取引の維持・向上
旭ダイヤモンド工業 (株)	453,000	439	取引の維持・向上
(株) ジーテクト	148,032	366	取引の維持・向上
オークマ (株)	383,000	261	取引の維持・向上
(株) エフテック	100,000	172	取引の維持・向上
(株) 牧野フライス製作所	224,009	158	取引の維持・向上
(株) みずほフィナンシャルグループ	800,800	108	取引の維持・向上
(株) タクマ	238,000	98	取引の維持・向上
東芝機械 (株)	192,000	80	取引の維持・向上
日本バルカー工業 (株)	330,000	76	取引の維持・向上
(株) 三菱UFJフィナンシャル・グループ	146,640	60	取引の維持・向上
第一生命保険 (株)	494	56	取引の維持・向上
(株) 横浜銀行	130,540	54	取引の維持・向上
(株) ヨロズ	11,000	19	取引の維持・向上
(株) エノモト	61,500	15	取引の維持・向上
(株) ムロコーポレーション	10,000	8	取引の維持・向上
(株) 安川電機製作所	10,000	7	取引の維持・向上
ダイジェット工業 (株)	33,833	6	取引の維持・向上
(株) 今仙電機製作所	2,000	2	取引の維持・向上
(株) 丸順	3,000	1	取引の維持・向上
日本シイエムケイ (株)	2,395	1	取引の維持・向上
(株) サンコー	3,600	0	取引の維持・向上
三井金属鉱業 (株)	3,052	0	取引の維持・向上

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株) マキタ	450,000	1,923	取引の維持・向上
旭ダイヤモンド工業 (株)	453,000	414	取引の維持・向上
(株) ジーテクト	148,032	373	取引の維持・向上
オークマ (株)	383,000	266	取引の維持・向上
(株) みずほフィナンシャルグループ	800,800	159	取引の維持・向上
(株) エフテック	100,000	146	取引の維持・向上
(株) タクマ	238,000	130	取引の維持・向上
(株) 牧野フライス製作所	224,009	128	取引の維持・向上
東芝機械 (株)	192,000	88	取引の維持・向上
(株) 三菱UFJフィナンシャル・グループ	146,640	81	取引の維持・向上
日本バルカー工業 (株)	330,000	78	取引の維持・向上
(株) 横浜銀行	130,540	71	取引の維持・向上
第一生命保険 (株)	494	62	取引の維持・向上
(株) ヨロズ	11,000	17	取引の維持・向上
(株) エノモト	61,500	11	取引の維持・向上
(株) 安川電機製作所	10,000	9	取引の維持・向上
(株) ムロコーポレーション	10,000	7	取引の維持・向上
ダイジェット工業 (株)	33,833	5	取引の維持・向上
(株) 今仙電機製作所	2,000	2	取引の維持・向上
(株) 丸順	3,000	1	取引の維持・向上
(株) サンコー	3,600	0	取引の維持・向上
三井金属鉱業 (株)	3,052	0	取引の維持・向上
日本シイエムケイ (株)	2,395	0	取引の維持・向上

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	43	—	40	—
連結子会社	—	—	—	—
計	43	—	40	—

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

上記のほか、当社及び海外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している各国の監査法人に監査業務等を委託しております。当社及び海外連結子会社はアーンストアンドヤングに監査業務を委託しており、報酬の合計額は、監査業務45百万円であります。

当連結会計年度

上記のほか、当社及び海外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している各国の監査法人に監査業務等を委託しております。当社及び海外連結子会社はアーンストアンドヤングに監査業務を委託しており、報酬の合計額は、監査業務41百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容及び変更等について適切に把握するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種情報を取得するとともに、専門的情報を有する団体等が主催するセミナー等に積極的に参加し、連結財務諸表等の適正性確保に取り組んでおります。

1 【連結財務諸表等】  
 (1) 【連結財務諸表】  
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	13,222	18,675
受取手形及び売掛金	※4 11,618	※4 16,091
電子記録債権	—	※4 98
有価証券	4,000	3,700
製品	※3 1,758	2,042
仕掛品	※3 8,096	※3 8,566
原材料及び貯蔵品	2,581	2,457
繰延税金資産	1,215	1,623
その他	※4 4,211	※4 3,270
貸倒引当金	△89	△71
流動資産合計	46,613	56,454
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 19,567	※1 20,055
減価償却累計額	△13,415	△13,935
建物及び構築物 (純額)	6,152	6,119
機械装置及び運搬具	8,160	8,607
減価償却累計額	△4,575	△5,139
機械装置及び運搬具 (純額)	3,584	3,468
土地	4,697	4,851
リース資産	1,199	1,201
減価償却累計額	△249	△378
リース資産 (純額)	949	823
建設仮勘定	200	550
その他	2,131	2,278
減価償却累計額	△1,836	△1,924
その他 (純額)	294	353
有形固定資産合計	15,879	16,167
無形固定資産	623	842
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 3,574	※2 4,116
保険積立金	3,192	3,216
繰延税金資産	36	61
その他	1,456	1,336
貸倒引当金	△76	△77
投資その他の資産合計	8,183	8,654
固定資産合計	24,686	25,663
資産合計	71,300	82,118

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	4,724	5,991
電子記録債務	—	※4 2,703
1年内返済予定の長期借入金	—	500
リース債務	916	796
未払金	※4 3,768	1,365
未払法人税等	308	428
前受金	6,110	9,381
製品保証引当金	776	1,231
賞与引当金	692	810
役員賞与引当金	25	33
受注損失引当金	※3 484	※3 257
その他	1,878	1,790
流動負債合計	19,687	25,290
固定負債		
長期借入金	1,500	1,000
リース債務	43	29
長期未払金	320	362
繰延税金負債	1,709	1,947
退職給付引当金	306	117
その他	260	392
固定負債合計	4,140	3,850
負債合計	23,828	29,140
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	7,831	7,831
資本剰余金	12,978	12,979
利益剰余金	36,666	39,573
自己株式	△9,114	△8,992
株主資本合計	48,360	51,391
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,570	1,898
繰延ヘッジ損益	19	△412
為替換算調整勘定	△2,546	0
その他の包括利益累計額合計	△955	1,485
新株予約権	66	100
純資産合計	47,472	52,978
負債純資産合計	71,300	82,118

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上高	52,240	57,812
売上原価	※1, ※2, ※4 42,593	※1, ※2, ※4 46,396
売上総利益	9,647	11,416
販売費及び一般管理費	※3, ※4 7,425	※3, ※4 7,659
営業利益	2,221	3,756
営業外収益		
受取利息	27	29
受取配当金	68	73
為替差益	—	232
養老保険満期償還益	888	84
補助金収入	75	—
その他	71	103
営業外収益合計	1,131	523
営業外費用		
支払利息	56	58
為替差損	63	—
支払手数料	87	24
租税公課	29	29
貸倒引当金繰入額	50	—
その他	44	94
営業外費用合計	331	206
経常利益	3,021	4,073
特別利益		
固定資産売却益	※5 49	※5 6
特別利益合計	49	6
特別損失		
固定資産売却損	※6 8	※6 3
固定資産除却損	※7 53	※7 2
減損損失	※8 78	※8 49
ゴルフ会員権評価損	4	8
その他	2	—
特別損失合計	148	64
税金等調整前当期純利益	2,922	4,015
法人税、住民税及び事業税	343	560
法人税等調整額	△263	△348
法人税等合計	79	211
少数株主損益調整前当期純利益	2,842	3,803
当期純利益	2,842	3,803

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	2,842	3,803
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△3	327
繰延ヘッジ損益	62	△432
為替換算調整勘定	△265	2,546
その他の包括利益合計	* △207	* 2,441
包括利益	2,635	6,245
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,635	6,245

## ③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	7,831	7,831
当期末残高	7,831	7,831
資本剰余金		
当期首残高	12,991	12,978
当期変動額		
自己株式の処分	△12	0
当期変動額合計	△12	0
当期末残高	12,978	12,979
利益剰余金		
当期首残高	34,223	36,666
新規連結に伴う利益剰余金の減少	△16	—
当期変動額		
剰余金の配当	△383	△896
当期純利益	2,842	3,803
当期変動額合計	2,459	2,907
当期末残高	36,666	39,573
自己株式		
当期首残高	△9,152	△9,114
当期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	38	123
当期変動額合計	37	122
当期末残高	△9,114	△8,992
株主資本合計		
当期首残高	45,892	48,360
新規連結に伴う利益剰余金の減少	△16	—
当期変動額		
剰余金の配当	△383	△896
当期純利益	2,842	3,803
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	25	124
当期変動額合計	2,484	3,030
当期末残高	48,360	51,391

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,574	1,570
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3	327
当期変動額合計	△3	327
当期末残高	1,570	1,898
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△42	19
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	62	△432
当期変動額合計	62	△432
当期末残高	19	△412
為替換算調整勘定		
当期首残高	△2,280	△2,546
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△265	2,546
当期変動額合計	△265	2,546
当期末残高	△2,546	0
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△748	△955
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△207	2,441
当期変動額合計	△207	2,441
当期末残高	△955	1,485
新株予約権		
当期首残高	71	66
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4	33
当期変動額合計	△4	33
当期末残高	66	100
純資産合計		
当期首残高	45,216	47,472
新規連結に伴う利益剰余金の減少	△16	—
当期変動額		
剰余金の配当	△383	△896
当期純利益	2,842	3,803
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	25	124
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△212	2,475
当期変動額合計	2,271	5,505
当期末残高	47,472	52,978

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,922	4,015
減価償却費	1,378	1,362
減損損失	78	49
有形固定資産売却損益 (△は益)	△40	△2
固定資産除却損	53	2
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	55	△24
賞与引当金の増減額 (△は減少)	149	95
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	15	8
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	28	411
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△99	△194
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	431	△248
受取利息及び受取配当金	△96	△102
支払利息	56	58
売上債権の増減額 (△は増加)	1,616	△1,115
たな卸資産の増減額 (△は増加)	878	734
仕入債務の増減額 (△は減少)	910	1,165
その他の資産の増減額 (△は増加)	527	△319
その他の負債の増減額 (△は減少)	91	417
その他	△77	48
小計	8,879	6,361
利息及び配当金の受取額	96	102
利息の支払額	△56	△58
法人税等の支払額	△170	△466
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,749	5,938
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△2,140	△1,399
有形固定資産の売却による収入	852	199
無形固定資産の取得による支出	△49	△38
無形固定資産の売却による収入	187	—
投資有価証券の取得による支出	△2	△50
定期預金の預入による支出	△80	—
定期預金の払戻による収入	—	8
その他	2	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,231	△1,277
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	545	—
短期借入金の返済による支出	—	△535
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△129	△141
自己株式の売却による収入	2	124
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△382	△893
財務活動によるキャッシュ・フロー	35	△1,446
現金及び現金同等物に係る換算差額	△140	1,934
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,413	5,148
現金及び現金同等物の期首残高	9,569	17,129
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	147	2
現金及び現金同等物の期末残高	* 17,129	* 22,281

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の数 20社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。  
当連結会計年度より、〇〇〇アイダは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

#### ② 非連結子会社の名称

会田模具技術有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等はいずれも僅少であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用しない非連結子会社

会田模具技術有限公司

#### ② 非連結子会社に持分法を適用しない理由

非連結子会社の当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等がいずれも僅少であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の在外子会社の決算日は12月31日であります。これらの会社につきましては連結決算日における仮決算による財務諸表にて連結しております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

### 4 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定。)

時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)

時価法

##### ③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

製品・仕掛品 主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料 主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

当社の建物及び構築物、機械装置は当社が相当と認めた耐用年数を使用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～9年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 製品保証引当金 製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、主として保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。
- ③ 賞与引当金 従業員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ⑤ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年。ただし、一部の国内連結子会社については5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、確定給付企業年金制度については、当連結会計年度末において前払年金費用となっており、「投資その他の資産」の「その他」に含めて記載しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、主に工事完成基準を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法  
主として繰延ヘッジ処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
(ヘッジ手段) 為替予約及び通貨オプション  
(ヘッジ対象) 外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針  
デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期が到来し、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点および国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務および勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

平成26年3月期の年度末に係る連結財務諸表から適用予定であります。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表作成時において連結財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

営業外費用の「租税公課」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。この結果、前連結会計年度の損益計算書において、営業外費用の「その他」に表示していた73百万円は、「租税公課」29百万、「その他」44百万円として組み替えております。

特別損失の「ゴルフ会員権評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。この結果、前連結会計年度年度の損益計算書において、特別損失の「その他」に表示していた6百万円は、「ゴルフ会員権評価損」4百万円、「その他」2百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「無形固定資産の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△47百万円は、「無形固定資産の取得による支出」△49百万円、「その他」2百万円として組み替えております。

(追加情報)

(連結納税制度の適用)

当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 固定資産の取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
建物及び構築物	173百万円	173百万円

※2 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
投資有価証券(株式)	13百万円	12百万円

※3 将来の損失の発生が確実に見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺表示しております。相殺表示したたな卸資産に対応する受注損失引当金の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
製品に係るもの	4百万円	—百万円
仕掛品に係るもの	15	90
計	19	90

※4 連結会計年度末日満期手形等の会計処理

連結会計年度末日の満期手形及び電子記録債務等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形、電子記録債権、一括支払信託等債権(流動資産その他)、電子記録債務及び一括支払信託等債務(未払金)が連結会計年度末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
受取手形及び売掛金	41百万円	87百万円
電子記録債権	—	31
流動資産(その他)	26	24
電子記録債務	—	815
未払金	663	—

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
191百万円	△60百万円

※2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
434百万円	305百万円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
給料及び手当	2,266百万円	2,274百万円
賞与	175	243
賞与引当金繰入額	328	350
退職給付費用	119	114
福利厚生費	483	513
販売手数料	186	211
広告宣伝費	188	196
旅費交通費	418	400
通信費	122	108
賃借料	246	232
保険料	180	176
減価償却費	465	381
租税公課	257	193
報酬謝礼費	291	291

※4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
一般管理費	534百万円	705百万円
当期製造費用	374	303
計	909	1,008

※5 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物及び構築物	8百万円	1百万円
機械装置及び運搬具	17	1
土地	23	2
その他	—	0
計	49	6

※6 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
機械装置及び運搬具	0百万円	3百万円
その他	8	—
計	8	3

※7 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物及び構築物	3百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	43	2
その他	7	0
計	53	2

※8 減損損失

(グルーピングの方法)

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分で、遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は正味売却価額（不動産鑑定評価額等により算定）により算定しております。

(経緯)

当社グループの保有する資産のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

用途	種類	場所	金額
遊休施設	建物	イタリア レッコ市	42百万円
	機械装置		2
	土地		2
遊休土地	土地	英国ダービー市	20
遊休施設	建物	神奈川県相模原市	4
	土地		6
合計			78

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

用途	種類	場所	金額
遊休設備	機械装置	米国 オハイオ州	49
合計			49

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△161百万円	494百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	△161	494
税効果額	157	△166
その他有価証券評価差額金	△3	327
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	751	△167
組替調整額	△631	△276
税効果調整前	119	△443
税効果額	△57	10
繰延ヘッジ損益	62	△432
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△265	2,546
その他の包括利益合計	△207	2,441

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	79,147,321	—	—	79,147,321

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	18,565,968	847	78,134	18,488,681

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 847株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求に伴う売却による減少 34株

株式給付信託(J-E S O P)の給付による減少 2,100株

新株予約権の権利行使に伴う自己株式充当による減少 76,000株

(注) 自己株式数については、平成24年3月31日現在において資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する当社株式3,397,000株を自己株式数に含めております。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	66
合計			—	—	—	—	66

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	383	6.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(注) 平成23年6月29日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する当社株式3,399,100株に対する配当金20百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	896	14.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(注) 平成24年6月28日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する当社株式3,397,000株に対する配当金47百万円を含んでおります。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	79,147,321	—	—	79,147,321

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	18,488,681	1,150	252,840	18,236,991

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,150株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求に伴う売却による減少 140株

株式給付信託（J-E S O P）の給付による減少 700株

新株予約権の権利行使に伴う自己株式充当による減少 252,000株

（注）自己株式数については、平成25年3月31日現在において資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）が所有する当社株式3,396,300株を自己株式数に含めております。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	100	
合計			—	—	—	100	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	896	14.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日

（注）平成24年6月28日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）が所有する当社株式3,397,000株に対する配当金47百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,221	19.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日

（注）平成25年6月27日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）が所有する当社株式3,396,300株に対する配当金64百万円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	13,222百万円	18,675百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△92	△94
有価証券(預入期間が3ヶ月以内の 譲渡性預金)	4,000	3,700
現金及び現金同等物	17,129	22,281

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引  
所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主に当社の生産設備(工具、器具及び備品)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	3	2	0
有形固定資産「その他」 (工具、器具及び備品)	125	102	22
無形固定資産 (ソフトウェア)	117	106	10
合計	245	212	33

(単位：百万円)

	当連結会計年度(平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産「その他」 (工具、器具及び備品)	51	47	3
合計	51	47	3

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	29	3
1年超	3	—
合計	33	3

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	54	29
減価償却費相当額	54	29

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	159	164
1年超	114	44
合計	273	209

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は金融機関からの借入によっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。またグローバルに事業展開をしていることから生じる外貨建の売掛金は、為替の変動リスクに晒されていますが、為替変動リスクを軽減するため、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券である譲渡性預金はペイオフ（預金保険制度）の対象外となっておりますが、預入期間は1年未満の短期としております。

営業債務である買掛金及び電子記録債務は、ほとんどが6ヶ月以内の期日であります。また、その一部の買掛金には、原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替変動のリスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建の営業債権の範囲内にあります。

長期借入金及びファイナンスリース取引に係るリース債務は、主に設備投資、研究開発投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は最長で5年以内であります。

投資有価証券は、主として株式であり、価格変動のリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替変動のリスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、通貨オプション取引であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について営業及びサービス担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の債権管理規程に準じて、同様の処理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信頼性の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

##### ② 市場リスクの管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務について、為替の変動リスクを回避するため先物為替予約等によるヘッジをしております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,222	13,222	—
(2) 受取手形及び売掛金	11,618	11,618	—
(3) 有価証券	4,000	4,000	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	3,501	3,501	—
資産計	32,342	32,342	—
(1) 買掛金	4,724	4,724	—
(2) 未払金	3,768	3,768	—
(3) 長期借入金	1,500	1,505	5
(4) リース債務（1年以内に返済予定 のものを含む）	960	971	11
負債計	10,953	10,970	17
ヘッジ会計が適用されていないデリバ ティブ取引（※）	46	46	—
ヘッジ会計が適用されているデリバテ ィブ取引（※）	34	34	—

（※） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	18,675	18,675	—
(2) 受取手形及び売掛金 並びに電子記録債権	16,190	16,190	—
(3) 有価証券	3,700	3,700	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	3,994	3,994	—
資産計	42,559	42,559	—
(1) 買掛金及び電子記録債務	8,695	8,695	—
(2) 未払金	1,365	1,365	—
(3) 長期借入金（1年以内に返済予定 のものを含む）	1,500	1,503	3
(4) リース債務（1年以内に返済予定 のものを含む）	825	825	△0
負債計	12,385	12,388	3
ヘッジ会計が適用されていないデリバ ティブ取引（※）	85	85	—
ヘッジ会計が適用されているデリバテ ィブ取引（※）	△346	△346	—

（※） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金は預入期間が短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金並びに電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

譲渡性預金の預入期間は短期のため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、(有価証券関係)注記を参照ください。

負 債

(1) 買掛金及び電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) リース債務

これらの時価は元利金の合計額を新規に同様のリースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
その他有価証券		
非上場株式	60	110
非連結子会社株式	13	12

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	13,195	—	—	—
受取手形及び売掛金	11,618	—	—	—
その他有価証券（譲渡性預金）	4,000	—	—	—
合計	28,814	—	—	—

当連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	18,653	—	—	—
受取手形及び売掛金並びに電子記録 債権	16,190	—	—	—
その他有価証券（譲渡性預金）	3,700	—	—	—
合計	38,543	—	—	—

(注4) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	—	500	500	500	—	—
リース債務	916	26	12	5	—	—
合計	916	526	512	505	—	—

当連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	500	500	500	—	—	—
リース債務	796	14	9	3	1	—
合計	1,296	514	509	3	1	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,384	956	2,427
小計		3,384	956	2,427
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	116	135	△18
	その他	4,000	4,000	—
小計		4,116	4,135	△18
合計		7,501	5,092	2,409

(注) 表中の取得原価は減損処理後の帳簿価額であります。

当連結会計年度 (平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,931	1,022	2,909
小計		3,931	1,022	2,909
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	63	69	△6
	その他	3,700	3,700	—
小計		3,763	3,769	△6
合計		7,694	4,792	2,902

(注) 表中の取得原価は減損処理後の帳簿価額であります。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません

当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
通貨関連

前連結会計年度（平成24年3月31日）

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ユーロ（円買）	523	—	27	27
	米ドル（円買）	148	—	5	5
	買建				
	円（米ドル売）	126	—	△2	△2
	ユーロ（円売）	243	—	3	3
	通貨オプション取引				
	売建				
	ユーロ・コール	43	—	—	—
	（オプション料）	(△1)	(—)	(△0)	(1)
	米ドル・コール	965	—	—	—
	（オプション料）	(△19)	(—)	(△12)	(7)
	買建				
ユーロ・プット	43	—	—	—	
（オプション料）	(1)	(—)	(2)	(1)	
米ドル・プット	965	—	—	—	
（オプション料）	(19)	(—)	(22)	(2)	
	合計	1,040	—	34	34
		(—)	(—)	(12)	(12)

(注) 時価の算定方法

為替予約取引 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

通貨オプション取引 取引金融機関から提示されたオプション料の時価評価を記載しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ユーロ（円買）	184	—	△14	△14
	米ドル（円買）	173	—	△23	△23
	円（ユーロ買）	1,771	—	224	224
	買建				
	ポンド（ユーロ売）	310	—	2	2
	米ドル（ユーロ売）	51	—	△0	△0
	円（ユーロ売）	729	—	△44	△44
	通貨オプション取引				
	売建				
	米ドル・コール	465	—	—	—
	（オプション料）	(2)	(—)	(△57)	(△59)
	買建				
米ドル・プット	465	—	—	—	
（オプション料）	(△2)	(—)	(0)	(2)	
合計		3,221	—	142	142
		(—)	(—)	(△57)	(△57)

（注） 時価の算定方法

為替予約取引 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

通貨オプション取引 取引金融機関から提示されたオプション料の時価評価を記載しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引	外貨建 予定取引			
	売建				
	ユーロ（円買）		15	—	0
	米ドル（円買・ユーロ買）		1,043	19	27
	円（ユーロ買）		19	—	△0
	買建				
	円（ユーロ売）		43	—	3
	米ドル（円売）		87	—	2
	通貨オプション取引				
	売建				
	米ドル・コール （オプション料）		1,932 (△29)	— (—)	— (△32)
	ユーロ・コール （オプション料）		859 (△31)	— (—)	— (29)
	米ドル・プット （オプション料）		140 (△1)	— (—)	— (1)
	買建				
	米ドル・プット （オプション料）		1,932 (29)	— (—)	— (△16)
	ユーロ・プット （オプション料）		859 (31)	— (—)	— (19)
米ドル・コール （オプション料）	140 (1)	— (—)	— (0)		
	合計		1,207 (—)	19 (—)	32 (2)

（注） 時価の算定方法

為替予約取引 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

通貨オプション取引 取引金融機関から提示されたオプション料の時価評価を記載しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル（円買・ユーロ買）		437	—	△55
	円（米ドル買）		134	2	5
	人民元（円買）		594	594	△102
	買建				
	ユーロ（米ドル売）	外貨建	5	—	0
	円（米ドル売）	予定取引	266	—	△20
	通貨オプション取引				
	売建				
	米ドル・コール （オプション料）		1,434 (△18)	— (—)	— (△155)
	ユーロ・プット （オプション料）		105 (△2)	— (—)	— (△0)
	買建				
	米ドル・プット （オプション料）		1,434 (18)	— (—)	— (△17)
	ユーロ・コール （オプション料）		105 (2)	— (—)	— (△0)
合計			1,439 (—)	597 (—)	△173 (△173)

（注） 時価の算定方法

為替予約取引 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

通貨オプション取引 取引金融機関から提示されたオプション料の時価評価を記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付企業年金の「キャッシュバランスプラン」及び確定拠出型年金制度を採用しております。

なお、在外連結子会社の一部は確定拠出型の退職給付制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務	△3,754	△3,444
(2) 年金資産	3,362	3,582
(3) 未積立退職給付債務(1) + (2)	△392	138
(4) 未認識数理計算上の差異	520	40
(5) 連結貸借対照表計上額純額(3) + (4)	127	178
(6) 前払年金費用	434	296
(7) 退職給付引当金(5) - (6)	△306	△117

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
退職給付費用		
(1) 勤務費用	179	171
(2) 利息費用	71	72
(3) 期待運用収益	△67	△67
(4) 過去勤務債務の費用処理額	—	—
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	124	126
(6) 確定拠出年金の掛金支払額	116	124
(7) 退職給付費用	424	426

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
主に2.0%	主に2.0%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
2.0%	2.0%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

主に10年

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
販売費及び一般管理費の役員報酬	19	33

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社使用人 136名 当社子会社の取締役 1名 当社子会社の使用人 8名	当社取締役 7名 当社使用人 667名 当社子会社の取締役 1名 当社子会社の使用人 76名	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 589,000株	普通株式 924,000株	普通株式 22,000株
付与日	平成17年 2月10日	平成17年 9月30日	平成19年 9月26日
権利確定条件	付与日 (平成17年 2月10日) 以降、権利確定日 (平成18年 7月 1日) まで継続して勤務していること。 (注) 2	付与日 (平成17年 9月30日) 以降、権利確定日 (平成19年 7月 1日) まで継続して勤務していること。 (注) 2	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	平成17年 2月10日 ～平成18年 7月 1日	平成17年 9月30日 ～平成19年 7月 1日	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成18年 7月 1日 ～平成26年 3月31日	平成19年 7月 1日 ～平成27年 3月31日	平成19年 9月27日 ～平成49年 9月26日

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社取締役 6名	当社取締役 6名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 36,000株	普通株式 85,000株	普通株式 79,000株
付与日	平成20年 9月25日	平成21年 9月25日	平成22年 9月24日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年 9月26日 ～平成50年 9月25日	平成21年 9月26日 ～平成51年 9月25日	平成22年 9月25日 ～平成52年 9月24日

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名	当社取締役 6名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 57,000株	普通株式 62,000株
付与日	平成23年 9月29日	平成24年 11月29日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年 9月30日 ～平成53年 9月29日	平成24年 11月30日 ～平成54年 11月29日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 役員の辞任による退任等や従業員の定年による退職等、当社と付与対象者の契約書に基づく場合はこの限りではありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	平成15年 ストック ・オブ ション	平成16年 ストック ・オブ ション	平成17年 ストック ・オブ ション	平成19年 ストック ・オブ ション	平成20年 ストック ・オブ ション	平成21年 ストック ・オブ ション	平成22年 ストック ・オブ ション	平成23年 ストック ・オブ ション	平成24年 ストック ・オブ ション
権利確定前									
期首 (株)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
付与 (株)	—	—	—	—	—	—	—	—	62,000
失効 (株)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定 (株)	—	—	—	—	—	—	—	—	62,000
未確定残 (株)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後									
期首 (株)	149,000	472,000	825,000	15,000	25,000	59,000	55,000	49,000	—
権利確定 (株)	—	—	—	—	—	—	—	—	62,000
権利行使 (株)	104,000	147,000	1,000	—	—	—	—	—	—
失効 (株)	45,000	14,000	13,000	—	—	—	—	—	—
未行使残 (株)	—	311,000	811,000	15,000	25,000	59,000	55,000	49,000	62,000

② 単価情報

	平成15年 ストック ・オブ ション	平成16年 ストック ・オブ ション	平成17年 ストック ・オブ ション	平成19年 ストック ・オブ ション	平成20年 ストック ・オブ ション	平成21年 ストック ・オブ ション	平成22年 ストック ・オブ ション	平成23年 ストック ・オブ ション	平成24年 ストック ・オブ ション
権利行使価格 (円)	388	563	725	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	687	722	777	—	—	—	—	—	—
付与日における公正 な評価単価 (円)	388	563	725	—	—	—	—	—	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単位の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動性 43.73%

過去6年の日次株価 (平成18年11月30日から平成24年11月29日までの各取引日における終値) に基づき算定しております。

② 予想残存期間 6年

過去の取締役在任期間の実績に基づいて見積もっております。

③ 予想配当 10.00円/株

直近2期 (平成23年3月期及び平成24年3月期) の実績配当金の単純平均値によっております。

④ 無リスク利率 0.26%

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産（流動）		
たな卸資産評価損	550百万円	632百万円
製品保証引当金	266	328
賞与引当金	220	235
減価償却費	1,212	1,231
ゴルフ会員権評価損	8	8
長期未払金	89	89
繰越欠損金	3,223	2,502
その他	558	642
繰延税金資産小計	6,129	5,672
評価性引当額	△4,834	△3,798
繰延税金資産合計	1,294	1,873
繰延税金負債		
子会社未分配利益	△150	△264
買換資産圧縮積立金	△571	△564
退職給付引当金	△154	△106
その他有価証券評価差額金	△837	△1,004
その他	△37	△197
繰延税金負債合計	△1,752	△2,136
繰延税金資産（負債）の純額	△457	△263

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.6%	38.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.8	3.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.5	△0.4
住民税均等割	0.6	0.4
子会社適用税率差異	△6.0	△7.2
評価性引当額の増減	△31.4	△25.8
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	△0.6	—
その他	△3.8	△2.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.7	5.3

## (資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業は、鍛圧機械とこれに付帯する装置等の製造及び販売並びにサービス等付随業務の単一事業であります。国内においては当社が主体となり、海外においてはアジア（主に中国・香港、シンガポール、マレーシア）、米州（主に米国）、欧州（主にイタリア）の各現地法人が担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは製造及び販売並びにサービスの体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「アジア」、「米州」及び「欧州」の4つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている地域セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益であります。セグメント間の取引は会社間の取引であり、市場価格等に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	アジア	米州	欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	20,241	12,646	8,705	10,646	52,240	—	52,240
セグメント間の内部売上高 又は振替高	14,335	843	729	2,313	18,222	(18,222)	—
計	34,577	13,490	9,434	12,959	70,462	(18,222)	52,240
セグメント利益又は損失(△)	1,294	880	352	△405	2,121	99	2,221
セグメント資産	57,255	14,374	7,712	6,809	86,151	(14,851)	71,300
その他の項目							
減価償却費	993	223	62	99	1,378	—	1,378
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	712	1,877	49	42	2,681	(14)	2,667

(注) 1 売上高の調整額はセグメント間取引高の消去額であり、セグメント利益又は損失の調整額はセグメント間取引消去に伴う調整額であり、セグメント資産の調整額はセグメント間債権債務の消去額等であり、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額はセグメント間取引消去に伴う調整額であります。

2 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	アジア	米州	欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	20,192	15,946	11,410	10,263	57,812	—	57,812
セグメント間の内部売上高 又は振替高	19,522	1,535	514	1,558	23,131	(23,131)	—
計	39,714	17,482	11,924	11,822	80,944	(23,131)	57,812
セグメント利益又は損失(△)	2,070	1,462	493	△49	3,976	(219)	3,756
セグメント資産	52,419	18,140	8,997	10,322	89,879	(7,761)	82,118
その他の項目							
減価償却費	874	321	74	104	1,375	(12)	1,362
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	718	731	43	118	1,611	(56)	1,555

(注) 1 売上高の調整額はセグメント間取引高の消去額であり、セグメント利益又は損失の調整額はセグメント間取引消去に伴う調整額であり、セグメント資産の調整額はセグメント間債権債務の消去額等であり、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額はセグメント間取引消去に伴う調整額であります。

2 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

**【関連情報】**

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	プレス機械	サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	41,574	10,483	181	52,240

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	米州	欧州	その他	合計
15,805	16,594	10,782	8,981	76	52,240

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	アジア	米州	欧州	合計
11,367	2,754	701	1,056	15,879

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	プレス機械	サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	44,969	12,619	223	57,812

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	米州	欧州	その他	合計
16,355	19,190	12,541	9,723	2	57,812

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	アジア	米州	欧州	合計
10,594	3,294	718	1,560	16,167

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	日本	アジア	米州	欧州	全社・消去	合計
減損損失	31	—	—	47	—	78

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	日本	アジア	米州	欧州	全社・消去	合計
減損損失	—	—	49	—	—	49

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

「1 1株当たり純資産額」及び「2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」を算定するための「普通株式の自己株式数」においては、資産管理サービス株式会社(信託E口)が所有する当社株式(前連結会計年度3,397,000株、当連結会計年度3,396,300株)を自己株式として会計処理していることから、「1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式を控除して算出しております。

項目	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	781.51円	868.12円
1株当たり当期純利益金額	46.90円	62.67円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	46.86円	62.54円

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	47,472	52,978
普通株式に係る純資産額 (百万円)	47,405	52,877
差額の主な内訳 新株予約権 (百万円)	66	100
普通株式の発行済株式数 (千株)	79,147	79,147
普通株式の自己株式数 (千株)	18,488	18,236
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	60,658	60,910

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益 (百万円)	2,842	3,803
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	2,842	3,803
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数 (千株)	60,614	60,700
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益調整額の主要な内訳 (百万円)	—	—
当期純利益調整額 (百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の内訳 (千株)	新株予約権 普通株式	新株予約権 普通株式
普通株式増加数 (千株)	52	124
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 (千株)	新株予約権 普通株式	新株予約権 普通株式
	1,494	1,137

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金(流動負債その他)	548	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	—	500	1.94	平成26年3月31日
1年以内に返済予定のリース債務	916	796	2.01	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,500	1,000	1.63	平成27年3月31日及び 平成27年12月15日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	43	29	1.11	平成26年～平成29年
合計	3,009	2,325	—	—

(注) 1 平均利率については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率の算定においては、一部の連結子会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の算定に含めておりません。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	500	500	—	—
リース債務	14	9	3	1

【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	12,064	26,702	41,271	57,812
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	986	2,172	3,457	4,015
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	815	1,859	3,156	3,803
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	13.45	30.66	52.03	62.67

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	13.45	17.21	21.37	10.65

2 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,711	4,521
受取手形	※4 1,532	※4 1,601
電子記録債権	—	※4 98
売掛金	※2 10,936	※2 13,962
有価証券	4,000	3,700
製品	376	305
仕掛品	4,546	※3 4,036
原材料及び貯蔵品	436	398
前渡金	314	※2 120
前払費用	181	166
繰延税金資産	1,084	1,371
未収入金	※2, ※4 1,072	※2, ※4 1,169
立替金	※2 658	※2 674
その他	99	34
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	28,951	32,160
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 15,568	※1 15,564
減価償却累計額	△11,608	△11,870
建物（純額）	3,960	3,693
構築物	1,123	1,123
減価償却累計額	△1,066	△1,079
構築物（純額）	56	44
機械及び装置	4,180	3,631
減価償却累計額	△2,406	△2,477
機械及び装置（純額）	1,774	1,154
車両運搬具	245	242
減価償却累計額	△213	△220
車両運搬具（純額）	32	22
工具、器具及び備品	1,483	1,472
減価償却累計額	△1,336	△1,306
工具、器具及び備品（純額）	146	166
土地	4,447	4,575
リース資産	1,178	1,164
減価償却累計額	△239	△361
リース資産（純額）	939	802
建設仮勘定	25	137
有形固定資産合計	11,382	10,595
無形固定資産		
ソフトウェア	145	48
その他	1	251
無形固定資産合計	146	299

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	3,552	4,092
関係会社株式	6,217	7,800
長期貸付金	50	50
従業員に対する長期貸付金	9	7
破産更生債権等	1	1
長期前払費用	16	12
保険積立金	3,182	3,206
差入保証金	815	813
その他	410	280
貸倒引当金	△76	△76
投資その他の資産合計	14,178	16,188
固定資産合計	25,707	27,083
資産合計	54,658	59,244
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 3,597	※2 4,168
電子記録債務	—	※4 2,703
1年内返済予定の長期借入金	—	500
リース債務	913	789
未払金	※2, ※4 3,745	※2 1,059
未払費用	289	305
未払法人税等	50	174
前受金	※2 1,076	※2 2,979
預り金	76	107
製品保証引当金	428	765
賞与引当金	512	534
役員賞与引当金	25	33
受注損失引当金	351	※3 95
その他	182	364
流動負債合計	11,249	14,581
固定負債		
長期借入金	1,500	1,000
リース債務	37	13
長期未払金	311	346
繰延税金負債	1,520	1,628
その他	23	123
固定負債合計	3,391	3,112
負債合計	14,641	17,694

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,831	7,831
資本剰余金		
資本準備金	12,425	12,425
その他資本剰余金	563	564
資本剰余金合計	12,988	12,989
利益剰余金		
利益準備金	1,957	1,957
その他利益剰余金		
配当準備積立金	1,370	1,370
研究開発積立金	5,400	5,400
為替変動積立金	2,000	2,000
株式消却積立金	6,000	6,000
買換資産圧縮積立金	1,031	1,020
別途積立金	6,710	6,710
繰越利益剰余金	2,193	3,517
利益剰余金合計	26,663	27,975
自己株式	△9,114	△8,992
株主資本合計	38,368	39,804
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,565	1,888
繰延ヘッジ損益	17	△243
評価・換算差額等合計	1,582	1,644
新株予約権	66	100
純資産合計	40,017	41,549
負債純資産合計	54,658	59,244

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上高	※1 33,777	※1 38,593
売上原価		
製品売上原価		
製品期首たな卸高	1,390	376
当期製品製造原価	※5 27,014	※5 31,580
合計	28,405	31,956
製品期末たな卸高	376	305
製品保証引当金繰入額	224	522
製品売上原価	※1, ※2, ※3 28,253	※1, ※2, ※3 32,173
売上総利益	5,523	6,419
販売費及び一般管理費	※1, ※4, ※5 4,411	※1, ※4, ※5 4,568
営業利益	1,112	1,851
営業外収益		
受取利息	1	4
受取配当金	68	73
固定資産賃貸料	※1 113	※1 120
為替差益	—	96
養老保険満期償還益	888	84
補助金収入	75	—
その他	42	71
営業外収益合計	1,189	449
営業外費用		
支払利息	41	38
固定資産賃貸費用	119	118
為替差損	43	—
支払手数料	87	24
貸倒引当金繰入額	50	—
租税公課	29	29
その他	26	44
営業外費用合計	398	255
経常利益	1,904	2,045
特別利益		
固定資産売却益	※6 19	※6 10
特別利益合計	19	10
特別損失		
固定資産売却損	—	※7 3
固定資産除却損	※8 53	※8 2
減損損失	31	—
ゴルフ会員権評価損	4	8
その他	2	—
特別損失合計	91	14
税引前当期純利益	1,832	2,040
法人税、住民税及び事業税	13	164
法人税等調整額	△254	△333
法人税等合計	△240	△168
当期純利益	2,073	2,209

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費		9,942	35.2	11,271	35.1
II 労務費		3,685	13.1	3,774	11.7
III 経費		14,610	51.7	17,100	53.2
(うち外注加工費)		(9,513)	(33.7)	(11,917)	(37.1)
(うち減価償却費)		(547)	(1.9)	(547)	(1.7)
(うち荷造運送費)		(1,171)	(4.1)	(1,491)	(4.6)
当期総製造費用		28,237	100.0	32,146	100.0
仕掛品期首たな卸高		4,438		4,546	
計		32,676		36,692	
他勘定への振替高	※	1,115		1,075	
仕掛品期末たな卸高		4,546		4,036	
当期製品製造原価		27,014		31,580	

(原価計算の方法)

個別原価計算を採用しております。

① 材料費、直接経費は実際原価をもって賦課しております。

② 労務費、製造間接費は直接作業時間を基準として予定配賦率で配賦し、予定額と実際額との差額については、期末において原価差額の調整を行っております。

(注) ※ 他勘定への振替高の内訳は次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
補修工事費	184	183
有形固定資産	475	363
販売費及び一般管理費	453	494
その他	1	34
計	1,115	1,075

上記の補修工事費は、期中において主として製品の引渡後の保証期間内の補修に要した費用であります。

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	7,831	7,831
当期末残高	7,831	7,831
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	12,425	12,425
当期末残高	12,425	12,425
その他資本剰余金		
当期首残高	576	563
当期変動額		
自己株式の処分	△12	0
当期変動額合計	△12	0
当期末残高	563	564
資本剰余金合計		
当期首残高	13,001	12,988
当期変動額		
自己株式の処分	△12	0
当期変動額合計	△12	0
当期末残高	12,988	12,989
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,957	1,957
当期末残高	1,957	1,957
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	1,370	1,370
当期末残高	1,370	1,370
研究開発積立金		
当期首残高	5,400	5,400
当期末残高	5,400	5,400
為替変動積立金		
当期首残高	2,000	2,000
当期末残高	2,000	2,000
株式消却積立金		
当期首残高	6,000	6,000
当期末残高	6,000	6,000
買換資産圧縮積立金		
当期首残高	963	1,031
当期変動額		
税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加	79	—
買換資産圧縮積立金の取崩	△11	△10
当期変動額合計	68	△10
当期末残高	1,031	1,020
別途積立金		
当期首残高	6,710	6,710

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期末残高	6,710	6,710
繰越利益剰余金		
当期首残高	572	2,193
当期変動額		
税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加	△79	—
買換資産圧縮積立金の取崩	11	10
剰余金の配当	△383	△896
当期純利益	2,073	2,209
当期変動額合計	1,621	1,323
当期末残高	2,193	3,517
利益剰余金合計		
当期首残高	24,974	26,663
当期変動額		
剰余金の配当	△383	△896
当期純利益	2,073	2,209
当期変動額合計	1,689	1,312
当期末残高	26,663	27,975
自己株式		
当期首残高	△9,152	△9,114
当期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	38	123
当期変動額合計	37	122
当期末残高	△9,114	△8,992
株主資本合計		
当期首残高	36,653	38,368
当期変動額		
剰余金の配当	△383	△896
当期純利益	2,073	2,209
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	25	124
当期変動額合計	1,714	1,436
当期末残高	38,368	39,804

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,511	1,565
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	53	322
当期変動額合計	53	322
当期末残高	1,565	1,888
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△80	17
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	98	△261
当期変動額合計	98	△261
当期末残高	17	△243
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,431	1,582
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	151	61
当期変動額合計	151	61
当期末残高	1,582	1,644
新株予約権		
当期首残高	71	66
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△4	33
当期変動額合計	△4	33
当期末残高	66	100
純資産合計		
当期首残高	38,156	40,017
当期変動額		
剰余金の配当	△383	△896
当期純利益	2,073	2,209
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	25	124
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	146	95
当期変動額合計	1,861	1,531
当期末残高	40,017	41,549

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

#### 2 デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法 時価法

#### 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

製品・仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

① 建物・構築物

当社が相当と認めた耐用年数（2年～50年）による定額法

② 機械及び装置

当社が相当と認めた耐用年数（2年～9年）による定額法

③ その他の有形固定資産

法人税法に規定する耐用年数（2年～20年）に基づく定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金 製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、主として保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金 従業員賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(5) 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。なお、確定給付企業年金制度については当事業年度末において前払年金費用となっており「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

#### 6 収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性がみとめられる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、主に工事完成基準を適用しております。

## 7 ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 為替予約及び通貨オプション

(ヘッジ対象) 外貨建予定取引

### (3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

## 8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等に関する会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

### (表示方法の変更)

#### (損益計算書)

営業外費用の「租税公課」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外費用の「その他」に表示していた56百万円は、「租税公課」29百万、「その他」26百万円として組み替えております。

特別損失の「ゴルフ会員権評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。この結果、前事業年度の損益計算書において、特別損失の「その他」に表示していた6百万円は、「ゴルフ会員権評価損」4百万円、「その他」2百万円として組み替えております。

### (追加情報)

#### (連結納税制度の適用)

当事業年度より連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 固定資産の取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	173百万円	173百万円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもの以外で、主なものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
流動資産		
売掛金	6,830百万円	8,720百万円
前渡金	—	119
未収入金	305	207
立替金	657	673
流動負債		
買掛金	1,132	1,923
未払金	401	144
前受金	198	617

※3 将来の損失の発生が確実に見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺表示しております。相殺表示したたな卸資産に対応する受注損失引当金の額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
仕掛品に係るもの	—百万円	4百万円

※4 事業年度末日満期手形等の会計処理

事業年度末日の満期手形及び電子記録債務等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形、電子記録債権、一括支払信託等債権（未収入金）、電子記録債務及び一括支払信託等債務（未払金）が事業年度末日残高に含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
受取手形	40百万円	86百万円
電子記録債権	—	31
未収入金	15	24
電子記録債務	—	815
未払金	663	—

5 偶発債務

保証債務

次の連結子会社の銀行取引（営業取引・信用状取引）に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
アイダS.r.l	21,101千ユーロ	2,315百万円	20,140千ユーロ	2,429百万円
会田工程技術有限公司	—千人民元	—百万円	10,705千人民元	162百万円

## (損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係る主なものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上高	14,462百万円	18,999百万円
製品売上原価(仕入高)	5,964	7,543
固定資産賃貸料	109	116

※2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	152百万円	△17百万円

※3 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	351百万円	95百万円

※4 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度51.0%、当事業年度56.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度49.0%、当事業年度44.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
給料及び手当	1,088百万円	1,109百万円
賞与	98	151
賞与引当金繰入額	189	203
退職給付費用	106	101
福利厚生費	206	194
販売手数料	141	172
広告宣伝費	183	170
旅費交通費	178	155
通信費	56	53
賃借料	92	59
保険料	121	108
減価償却費	327	242
租税公課	175	127

※5 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
一般管理費	469百万円	633百万円
当期製造費用	374	303
計	844	937

※6 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	－百万円	1百万円
機械及び装置	19	7
工具、器具及び備品	－	0
土地	－	0
計	19	10

※7 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
機械及び装置	－百万円	3百万円
計	－	3

※8 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	3百万円	0百万円
機械及び装置	43	2
工具、器具及び備品	6	0
計	53	2

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	18,565,968	847	78,134	18,488,681

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 847株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求に伴う売却による減少 34株

株式給付信託(J-E S O P)の給付による減少 2,100株

新株予約権の権利行使に伴う自己株式充当による減少 76,000株

(注) 自己株式数については、平成24年3月31日現在において資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する当社株式3,397,000株を自己株式数に含めております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	18,488,681	1,150	252,840	18,236,991

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,150株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求に伴う売却による減少 140株

株式給付信託(J-E S O P)の給付による減少 700株

新株予約権の権利行使に伴う自己株式充当による減少 252,000株

(注) 自己株式数については、平成25年3月31日現在において資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する当社株式3,396,300株を自己株式数に含めております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引  
所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主に生産設備(工具、器具及び備品)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	105	85	20
ソフトウェア	117	106	10
合計	223	191	31

(単位：百万円)

	当事業年度(平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	48	44	3
合計	48	44	3

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	27	3
1年超	3	—
合計	31	3

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	49	27
減価償却費相当額	49	27

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	128	92
1年超	103	—
合計	232	92

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は7,800百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は6,217百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産評価損	348百万円	323百万円
製品保証引当金	162	290
賞与引当金	194	202
減価償却費	952	927
有価証券評価損	39	39
ゴルフ会員権評価損	8	8
長期未払金	89	89
関係会社株式評価損	3,732	3,732
繰越欠損金	1,888	1,141
その他	420	397
繰延税金資産小計	7,836	7,152
評価性引当額	△6,731	△5,763
繰延税金資産合計	1,105	1,389
繰延税金負債		
デリバティブ取引	△11	—
退職給付引当金	△120	△77
買換資産圧縮積立金	△571	△564
その他有価証券評価差額金	△837	△1,004
繰延税金負債合計	△1,541	△1,646
繰延税金資産(負債)の純額	△435	△257

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.6%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.9	5.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.8	△0.7
住民税均等割	0.9	0.8
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	△1.1	—
評価性引当額の増減	△57.0	△47.4
その他	△1.6	△4.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△13.1	△8.3

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

「1 1株当たり純資産額」及び「2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」を算定するための「普通株式の自己株式数」においては、資産管理サービス株式会社(信託E口)が所有する当社株式(前事業年度3,397,000株、当事業年度3,396,300株)を自己株式として会計処理していることから、「1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式を控除して算出しております。

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	658.62円	680.49円
1株当たり当期純利益金額	34.21円	36.39円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	34.18円	36.32円

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	40,017	41,549
普通株式に係る純資産額 (百万円)	39,951	41,448
差額の主な内訳 新株予約権 (百万円)	66	100
普通株式の発行済株式数 (千株)	79,147	79,147
普通株式の自己株式数 (千株)	18,488	18,236
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	60,658	60,910

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
損益計算書上の当期純利益 (百万円)	2,073	2,209
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	2,073	2,209
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数 (千株)	60,614	60,700
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益調整額の主要な内訳 (百万円)	—	—
当期純利益調整額 (百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳 (千株)	新株予約権 普通株式 52	新株予約権 普通株式 124
普通株式増加数 (千株)	52	124
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 (千株)	新株予約権 普通株式 1,494	新株予約権 普通株式 1,137

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ④【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

投資 有価証券	その他 有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(株)マキタ	450,000	1,923
旭ダイヤモンド工業(株)	453,000	414		
(株)ジーテクト	148,032	373		
オークマ(株)	383,000	266		
(株)みずほフィナンシャルグループ	800,800	159		
(株)エフテック	100,000	146		
(株)タクマ	238,000	130		
(株)牧野フライス製作所	224,009	128		
東芝機械(株)	192,000	88		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	146,640	81		
その他 18銘柄	1,475,164	379		
その他有価証券計		4,610,645	4,092	
投資有価証券計		4,610,645	4,092	

## 【その他】

有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額 (百万円)
		譲渡性預金	—	3,700
		計	—	3,700



## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 現金及び預金

区分	金額 (百万円)	区分	金額 (百万円)	
現金	12	預金の種類	当座預金	2,758
			普通預金	633
			別段預金	67
			外貨預金	1,050
		計	4,509	
		合計	4,521	

## ② 受取手形

## 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
東亜工業(株)	180
豊田通商(株)	133
富士シート(株)	122
(株)池田製作所	118
伊藤忠マシンテクノス(株)	114
矢島工業(株)	100
その他	830
計	1,601

## 期日別内訳

期日	金額 (百万円)
平成25年4月1日～4月30日	355
5月1日～5月31日	345
6月1日～6月30日	239
7月1日～7月31日	397
8月1日～8月31日	20
9月1日以降	243
計	1,601

## ③ 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
アイダアメリカ CORP.	2,521
本田技研工業 (株)	2,207
アイダホンコン LTD.	1,739
アイダグレイターアジア PTE. LTD.	1,375
アイダ S. r. l.	1,331
会田鍛圧机床有限公司	984
その他	3,802
計	13,962

売掛金滞留状況

期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	期末残高 (百万円) (D)	回収率  $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間 $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{12}$
10,936	39,595	36,569	13,962	72.4%	3.8ヵ月

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式によっておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

④ 製品

内訳	金額 (百万円)
プレス機械及び付属装置	305

⑤ 仕掛品

内訳	金額 (百万円)
プレス機械及び付属装置	3,548
自製部品	138
修理工事	348
計	4,036

⑥ 原材料及び貯蔵品

内訳	金額 (百万円)
購入部品	384
消耗工具	12
その他	0
計	398

⑦ 関係会社株式

	銘柄	金額 (百万円)
子会社 株式	アイダ S.r.l.	3,276
	アイダアメリカ CORP.	2,622
	アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD.	1,735
	会田鍛圧机床有限公司	85
	(株)アクセス	50
	その他 (3社)	31
	計	7,800

⑧ 保険積立金

内訳	金額 (百万円)
終身保険	1,010
養老保険	765
年金保険	1,430
計	3,206

⑨ 買掛金

相手先	金額 (百万円)
(株)アクセス	1,463
(株)エービーシー	163
オリイメック(株)	157
アイダアメリカ CORP.	149
会田鍛圧机床有限公司	108
その他	2,126
計	4,168

⑩ 電子記録債務

相手先	金額 (百万円)
信井電機工業(株)	123
パスカル(株)	103
寿美工業(株)	100
山崎電機(株)	91
協江機設(株)	77
その他	2,207
計	2,703

## ⑪ 前受金

相手先	金額（百万円）
アイダアメリカ CORP.	434
東亜工業(株)	395
(株)旭洋工業製作所	373
JAGUAR CARS LTD.	292
茨城スチールセンター(株)	192
その他	1,291
計	2,979

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	(注) 1, 2
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.aida.co.jp/ir/koukoku/index.html">http://www.aida.co.jp/ir/koukoku/index.html</a>
株主に対する特典	なし

(注) 1 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - (4) 株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年6月9日 法律第88号）の施行に伴い、単元未満株式の買取・売渡を含む株式の取扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。但し、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である みずほ信託銀行が直接取り扱います。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書  
事業年度 第77期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） 平成24年6月28日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書  
事業年度 第77期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） 平成24年6月28日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書  
第78期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日） 平成24年8月7日関東財務局長に提出  
第78期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日） 平成24年11月13日関東財務局長に提出  
第78期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日） 平成25年2月12日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書（定時株主総会の決議事項）平成24年7月3日関東財務局長に提出
- (5) 発行登録書（新株予約権証券）及びその添付書類  
平成24年6月29日関東財務局長に提出
- (6) 訂正発行登録書  
平成24年7月3日、平成24年8月7日、平成24年11月13日、平成25年2月12日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

アイダエンジニアリング株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山元清二  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山崎隆浩  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイダエンジニアリング株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイダエンジニアリング株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アイダエンジニアリング株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、アイダエンジニアリング株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

アイダエンジニアリング株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山元清二  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山崎隆浩  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイダエンジニアリング株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第78期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイダエンジニアリング株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。